

尾道市歴史的風致維持向上計画 (第2期)



令和7年6月
尾道市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画期間	3
3 計画の策定体制	4
4 計画策定（変更）の経緯	6
第1章 尾道市の歴史的風致形成の背景	7
1 自然的環境	8
2 社会的環境	13
3 歴史的環境	21
4 文化財等の分布状況	32
第2章 尾道市の維持及び向上すべき歴史的風致	51
1 維持及び向上すべき歴史的風致の設定	52
2 維持及び向上すべき歴史的風致の内容	53
第3章 尾道市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針	123
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	124
2 既存計画（上位・関連計画）との関連性	127
3 歴史的風致の維持及び向上の方針	140
4 歴史的風致維持向上計画の実施体制	142
第4章 重点区域の位置及び区域	143
1 歴史的風致の分布	144
2 重点区域の位置と区域	148
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果	153
4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	154
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	167
1 尾道市全体に関する事項	168
2 重点区域に関する事項	176

第6章	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	181
1	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	182
2	事業別シート	187
第7章	歴史的風致形成建造物の指定の方針	219
1	歴史的風致形成建造物の指定の方針	220
2	歴史的風致形成建造物の指定及び候補	221
第8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	227
1	歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	228
2	個別の維持・管理の事項	228
資料編		231
	尾道市の文化財一覧	232
	参考文献	249

はじめに

1 計画策定の背景と目的

尾道は、近畿から九州、そして朝鮮半島や中国へと続く海上交通の要衝として、特に中世以降、商業の重要拠点であるとともに、瀬戸内地域の有力な港町として栄えた。尾道旧市街地に点在する中世から近世にかけての寺院建造物は、将軍家や有力守護、豪商の庇護を受けた瀬戸内を代表する港町としての尾道を表すものである。

また、平成 17 年(2005)、18 年(2006)の市町村合併により御調町、向島町、因島市、瀬戸田町が新たに市域に加わった。これらの地域の丘陵部や島嶼部も、それぞれが歴史的・文化的に特徴ある地域で、尾道と同じく中世から続く瀬戸内有数の港町である瀬戸田港等があり、瀬戸内の海上交通の歴史と深い関わりがみられる。

市域は歴史的に斜面地域や島嶼地域、田園地域等に人々が住み続けていることで独特な環境を形成し、各地で民俗芸能をはじめとした歴史及び伝統を反映した活動が行われている。

一方、尾道旧市街地においては、平成に入って2度のマンション建設問題が起こり、市民等の建設反対運動等を通じて、景観を守った経緯がある。1度目は、地元が署名活動を行い、土地を買い取り、尾道白樺美術館（現・MOU 尾道市立大学美術館）を建てることになった。2度目は、地元住民等の反対運動を踏まえて、尾道市が建設予定の土地を買い取り、公園として整備した。これら一連の問題をきっかけに、尾道市は景観法に基づく景観行政団体となり、平成 18 年(2006)に策定した景観計画を平成 19 年(2007) 4 月 1 日に施行し、平成 22 年(2010) 4 月 1 日からは尾道市全域で施行している。また、尾道市は、この景観計画のほか、景観条例、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例を定め、4 点セットで景観の保全と創造に取り組んでいる。

このうち景観計画は、景観計画区域における建築や開発等の行為を届出制によって制限するものであり、さらに認定制の景観地区（尾道旧市街地等）は、高さ制限等を取り入れ、より厳格な内容としている。

こうした4点セットの景観施策は、「心に残る尾道の景観づくり」（景観施策の理念的フレーズ）に寄与しているが、一方で老朽化した歴史的建造物の修復や空き家対策、公共施設の整備・美装化等、事業的手法による景観形成も必要となっている。

加えて、未指定・未登録の文化財（以下「未指定文化財」という）については、現在把握している数を大きく超えることが想定され、内容や価値の把握ができていないものが大部分を占めることから、これらの調査と保存・活用の方策の検討が求められている。また、各地で行われている民俗芸能などは、人口減少や少子高齢化等の影響から担い手の不足、後継者の確保の難しさなどの課題を抱えている。

さらに、人口減少等を背景に地域社会の防災・防犯体制は弱体化しており、文化財保護の面からも、所有者や地域住民等と行政が連携した危機管理体制の強化、及び防災・防犯設備の整備・充実が求められている。

以上のような様々な課題を解決するには、文化財を守り、活かしつつ、住民のニーズに応えられるような、文化財と都市計画、景観及びまちづくりの相互が連携した事業計画が必要である。

このような中、文部科学省、農林水産省、国土交通省の三省の共管により、平成 20 年 5 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」という。）」が制定された。この法律により、規制措置だけでなく、文化財の周

辺環境の整備や歴史的な建造物の復元等、歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援制度が確保された。

そこで本市は、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、まず、平成 22 年度(2010)に、文化財行政のマスタープランである「尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画」を策定した。さらに、歴史まちづくり法に規定された尾道市歴史的風致維持向上計画（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、平成 24 年(2012) 6 月 6 日に国の認定を受け、この計画に基づき歴史的風致の維持及び向上に関する事業を 10 年間にわたり取り組んできた。

第 1 期計画では国宝重要文化財等保存整備事業や街なみ環境整備事業などに取り組んだことにより、重要文化財建造物（浄土寺、西國寺、常称寺）の保存修理、民俗芸能保存団体の支援、歴史的建造物等の修景、道路の美装化などが進み、街なみ景観の保全・形成、市街地の環境の向上などに寄与するとともに、日本遺産や瀬戸内しまなみ海道との相乗効果もあり、外国人を含めた観光客数の増加につながった。

しかし一方で、人口減少や高齢化、空き家の発生等は将来にわたる課題となっており、空き家対策と連携した歴史的建造物の保存・活用、民俗芸能をはじめとした伝統文化の継承・活用、街なみ景観の保全・形成及び生活環境の充実などに、引き続き重点的に取り組む必要がある。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって観光客数は大きく落ち込んでおり、今後は、この危機を契機とした新しいまちづくりに取り組むことも求められている。

このため、本市のまちづくりを推進するうえでの柱の一つとして、継続的に歴史・文化・景観を礎とした歴史的風致の維持及び向上を図ることで、市民の郷土愛を醸成し、広く本市の価値や魅力を発信しつつ、将来においても固有の歴史的建造物や景観、伝統文化等を継承するとともに、そうした取組を交流・定住の促進等による地域活性化につないでいくため、『尾道市的風致維持向上計画（第 2 期）』を策定する。

2 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年度(2022 年度)から令和 13 年度(2031 年度)までの 10 か年とする。

3 計画の策定体制

本計画は、学識経験者等から構成される尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（法定協議会）、各種団体及び市民（パブリックコメント）の意見を踏まえるとともに、関係機関（国・県）の助言等を受けながら、尾道市都市部（※令和7年2月現在は建設部）まちづくり推進課と企画財政部文化振興課を主担当として策定した。

なお、計画策定過程では、本計画に関係する部署による庁内会議を設置し、そこでの検討・調整を行った。

【尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会 委員名簿】（敬称略）

氏 名	所属・役職	分 野
三浦 正幸	広島大学名誉教授：文化財学	学識経験者
宇高 雄志	兵庫県立大学教授：建築学、都市計画学	学識経験者
西嶋 亜美	尾道市立大学准教授：美学美術史学、博物館学	学識経験者
豊田 雅子	尾道空き家再生プロジェクト 代表理事	学識経験者
堀江 進也	尾道市都市計画審議会（尾道市立大学教授）	都市計画
小野 環	尾道市景観審議会（尾道市立大学教授）	景観
砂田 勝彦	尾道市文化財保護委員会（委員長）	文化財保護
	広島県土木建築局都市計画課長	行政（広島県）
	広島県教育委員会事務局管理部文化財課長	行政（広島県教育委員会）
	尾道市企画財政部長	行政（尾道市）
	尾道市建設部長	行政（尾道市）
	尾道市瀬戸田支所長	行政（尾道市）

※令和7年2月現在

※行政職員については、人事異動等を勘案し役職のみの記載とする。

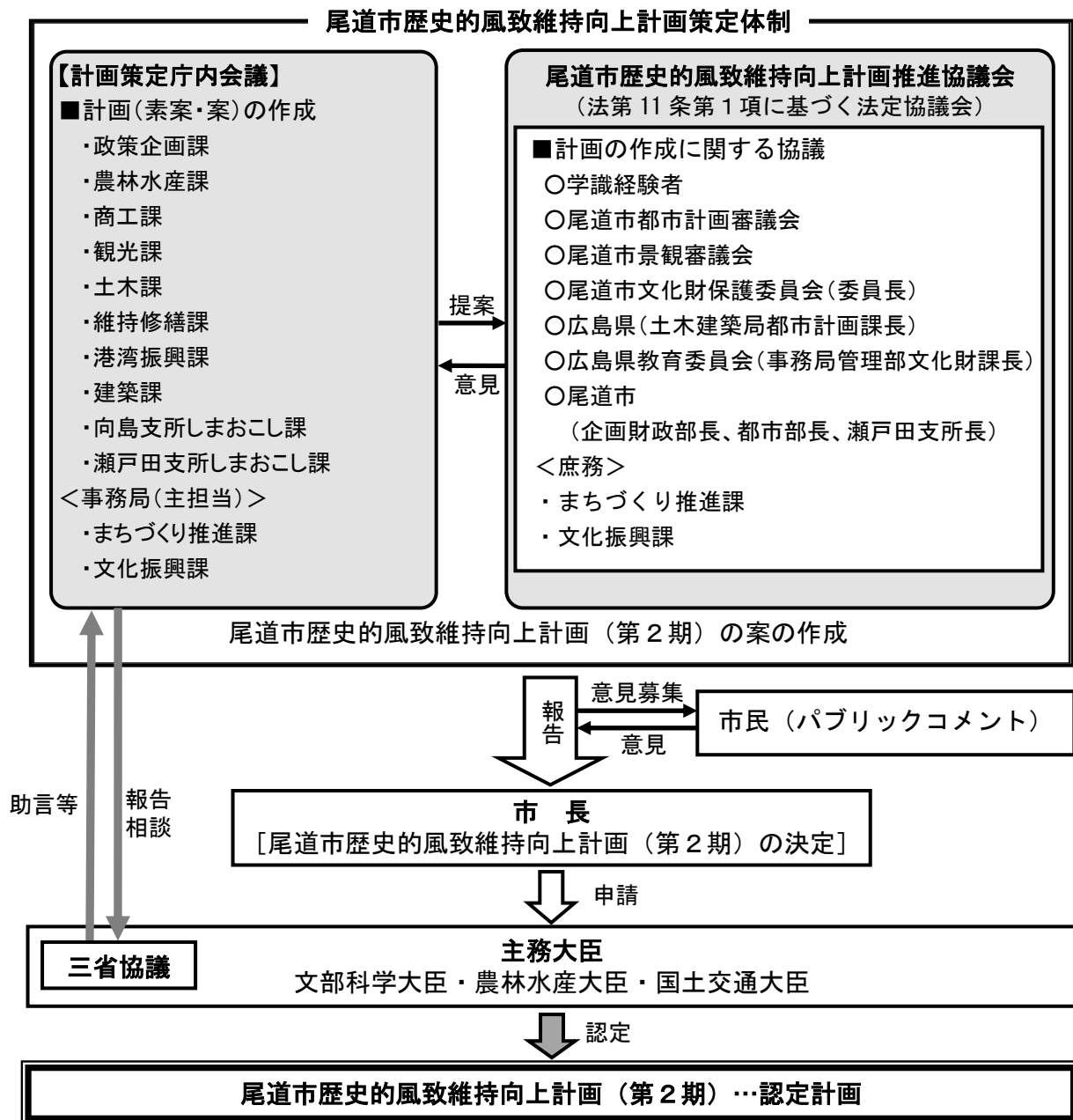


図1 計画策定の体制と手順

4 計画策定（変更）の経緯

第1期計画の策定（変更）の経緯及び本計画（第2期）の策定の経緯を整理すると、以下の表のようになる。

表1 第1期計画の策定（変更）の経緯

日付	項 目	主な内容など
平成20年(2008)11月4日	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行	
平成24年(2012)6月6日	尾道市歴史的風致維持向上計画の認定	当初認定
平成25年(2013)3月26日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更届出	第1回変更届出
平成26年(2014)3月31日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第2回変更認定
平成27年(2015)5月11日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第3回変更認定
平成28年(2016)10月13日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第4回変更認定
平成30年(2018)8月13日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第5回変更認定
令和元年(2019)6月13日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更届出	第6回変更届出
令和2年(2020)9月8日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更認定	第7回変更認定
令和3年(2021)2月4日	尾道市歴史的風致維持向上計画の変更届出	第8回変更届出

表2 第2期計画の策定の経緯

日付	項 目	主な内容など
令和3年(2021)5月26日	計画策定庁内会議（第1回）の開催	計画策定について
令和3年(2021)8月10日	計画策定庁内会議（第2回）の開催	計画素案の検討
令和3年(2021)8月26日	尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第1回）の開催	計画素案の確認・意見
令和3年(2021)10月20日	計画策定庁内会議（第3回）の開催	計画案の検討
令和3年(2021)11月15日	尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第2回）の開催	計画案の確認・意見
令和3年(2021)12月1日 ～令和4年(2022)1月4日	意見募集（パブリックコメント）	計画案に対する意見募集
令和4年(2022)2月8日	尾道市歴史的風致維持向上計画推進協議会（第3回）の開催	計画案について

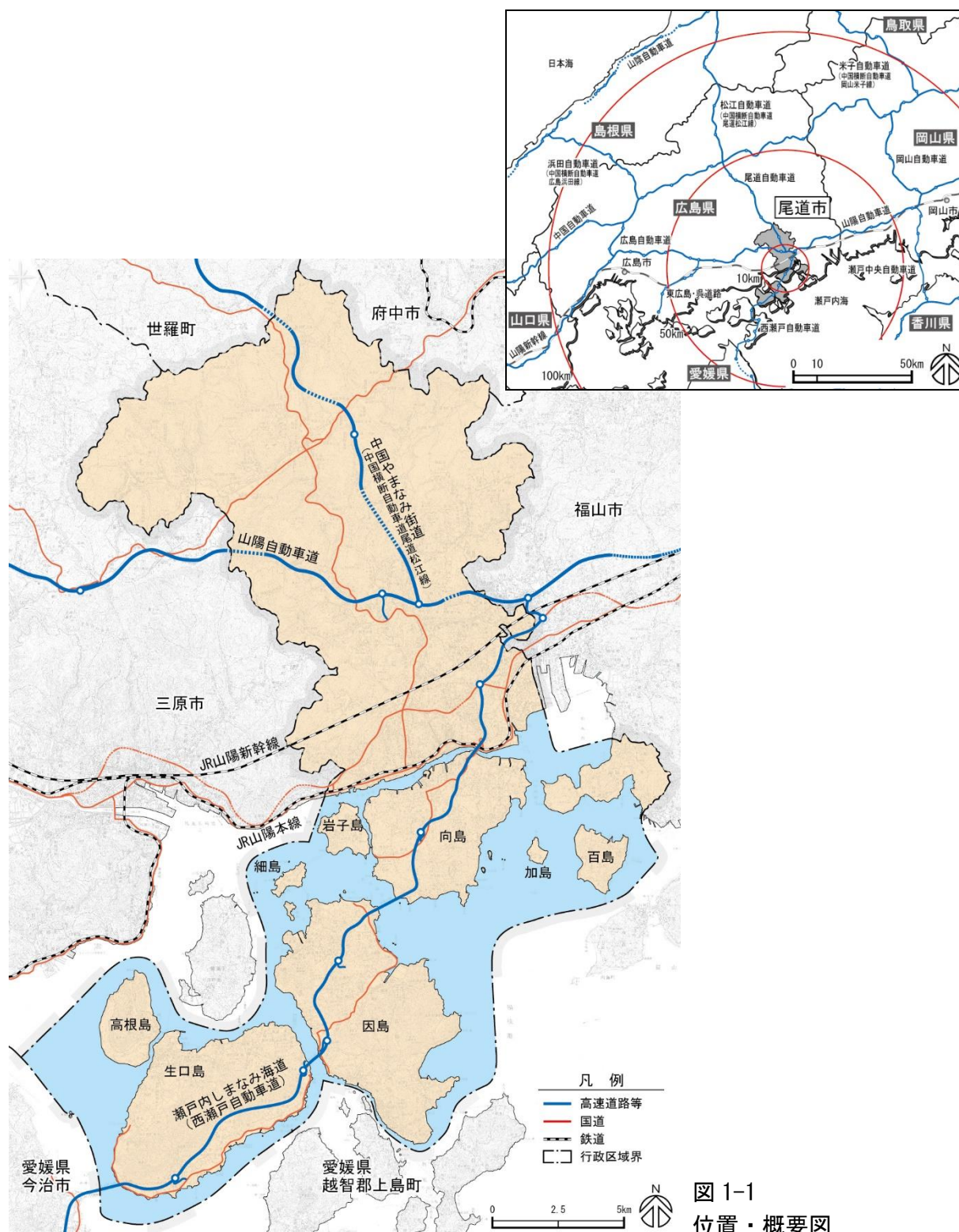
第 1 章 尾道市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置

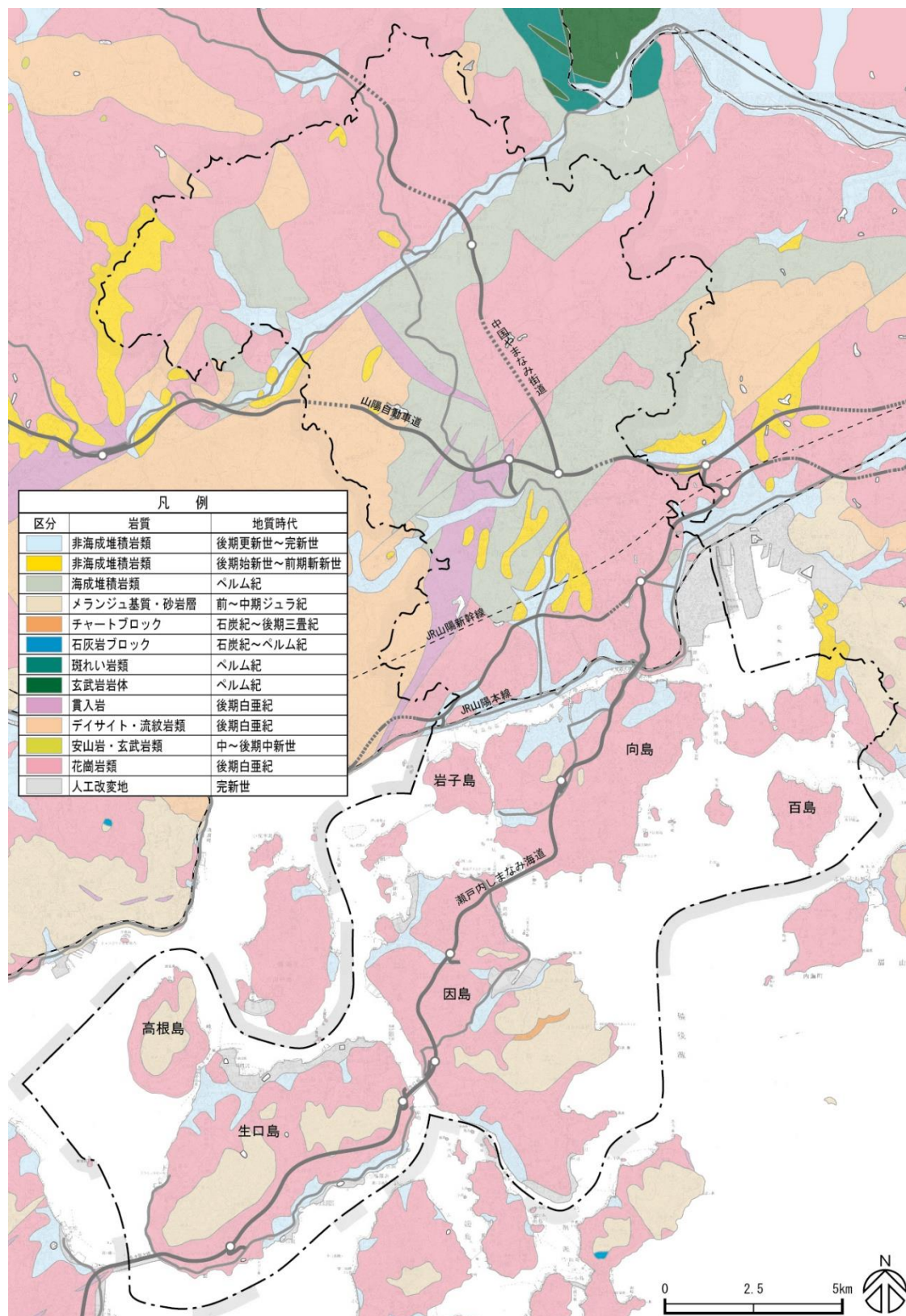
尾道市は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の南東部に位置しており、東は福山市、西は三原市、北は府中市及び世羅町、南は愛媛県今治市及び上島町に接している。市域は東西約 23 km、南北約 35 km^{とうしよ}で島嶼部から内陸部までを有し、面積は 284.88 km²である。

主要都市との直線距離は、広島市は約 69 km、福山市は約 17 km、岡山県岡山市は約 71 km である。



② 地質

本市の地質は、尾道市街地と瀬戸内海の島嶼部のほとんどが花崗岩類となっているほか、島嶼部の一部でメランジュ基質・砂岩層等、内陸部で堆積岩類やデイサイト・流紋岩類がみられる。



資料：産総研地質調査総合センター、20 万分の 1 日本シームレス地質図(基本版・2015 年 5 月 29 日版)

図 1-3 地質図

③ 水系

本市を流れる主要河川は、北部を流れる一級河川芦田川水系の御調川のほか、二級河川として市域中央部を流れる本郷川、藤井川、大田川、栗原川、向島の大河原川、因島の倉崎川、重井川、生口島の大正川、沖田川、熱田川などがある。

御調川上流に御調ダムが、栗原川水系に久山田ダムひさやま だちすい ち えんていなどが整備されており、久山田ダムは「久山田貯水池堰堤」として国の登録有形文化財に登録されている。

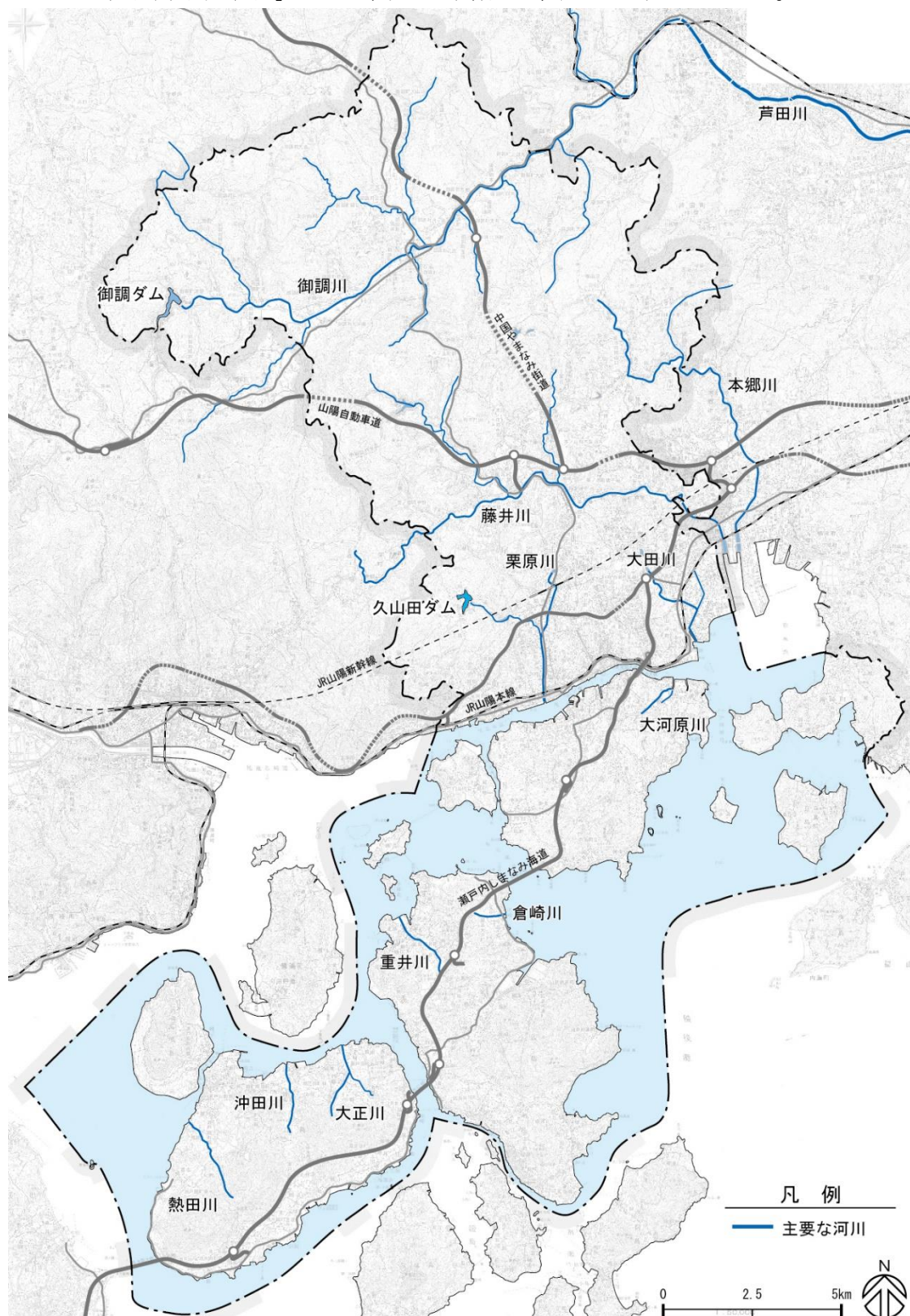


図 1-4 水系図

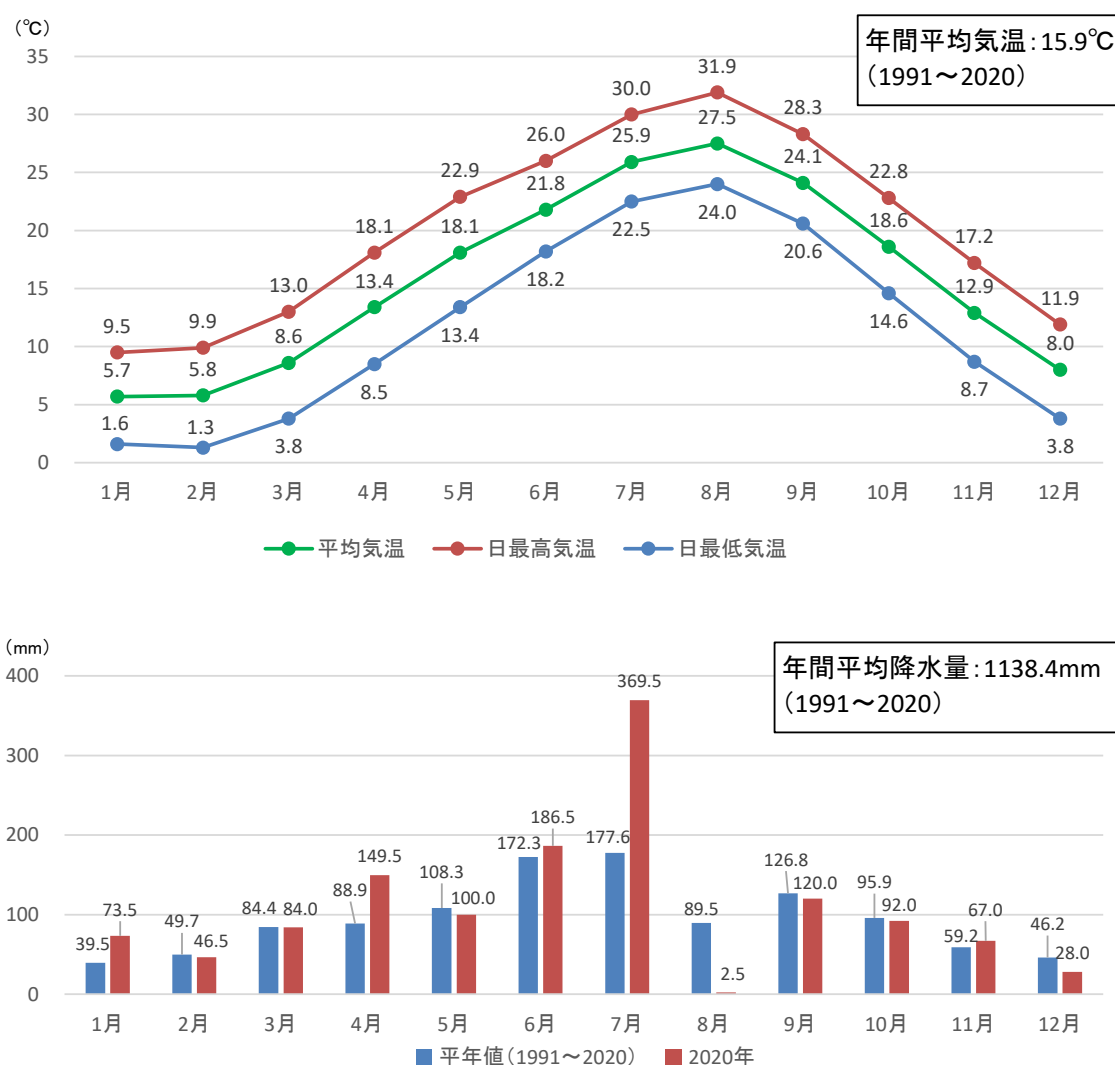
(3) 気象

本市は、温暖で降雨量が比較的少ない瀬戸内型気候に属している。

生口島における平年値(1991年～2020年の30年間)をみると、年間平均気温は15.9℃、年間平均降水量は約1,138mmとなっている。

ただし、御調地域は昼夜の温度差が大きく、比較的降雨の多い山間部の気候特性を示し、冬期は積雪もみられる。

また、月別降水量を平年値と令和2年(2020)値で比較すると、令和2年(2020)7月は平年値と比べて約200mm多い一方で、8月はほとんど降雨量がないなど、変化量が大きくなっている。



資料：気象庁「過去の気象データ検索（生口島）」

注：気温は、いずれも1991年～2020年の30年間における平年値

図1-5 気象

2 社会的環境

(1) 市町村の合併経過

本市は、明治 31 年(1899)の市制施行以降、周辺町村との合併を経て、平成元年(1989)時点では、尾道市、因島市、御調郡御調町、同向島町、豊田郡瀬戸田町の 2 市 3 町となっていた。平成 17 年(2005)に御調郡御調町と同向島町、平成 18 年(2006)に因島市と豊田郡瀬戸田町を編入合併し、現在に至っている。

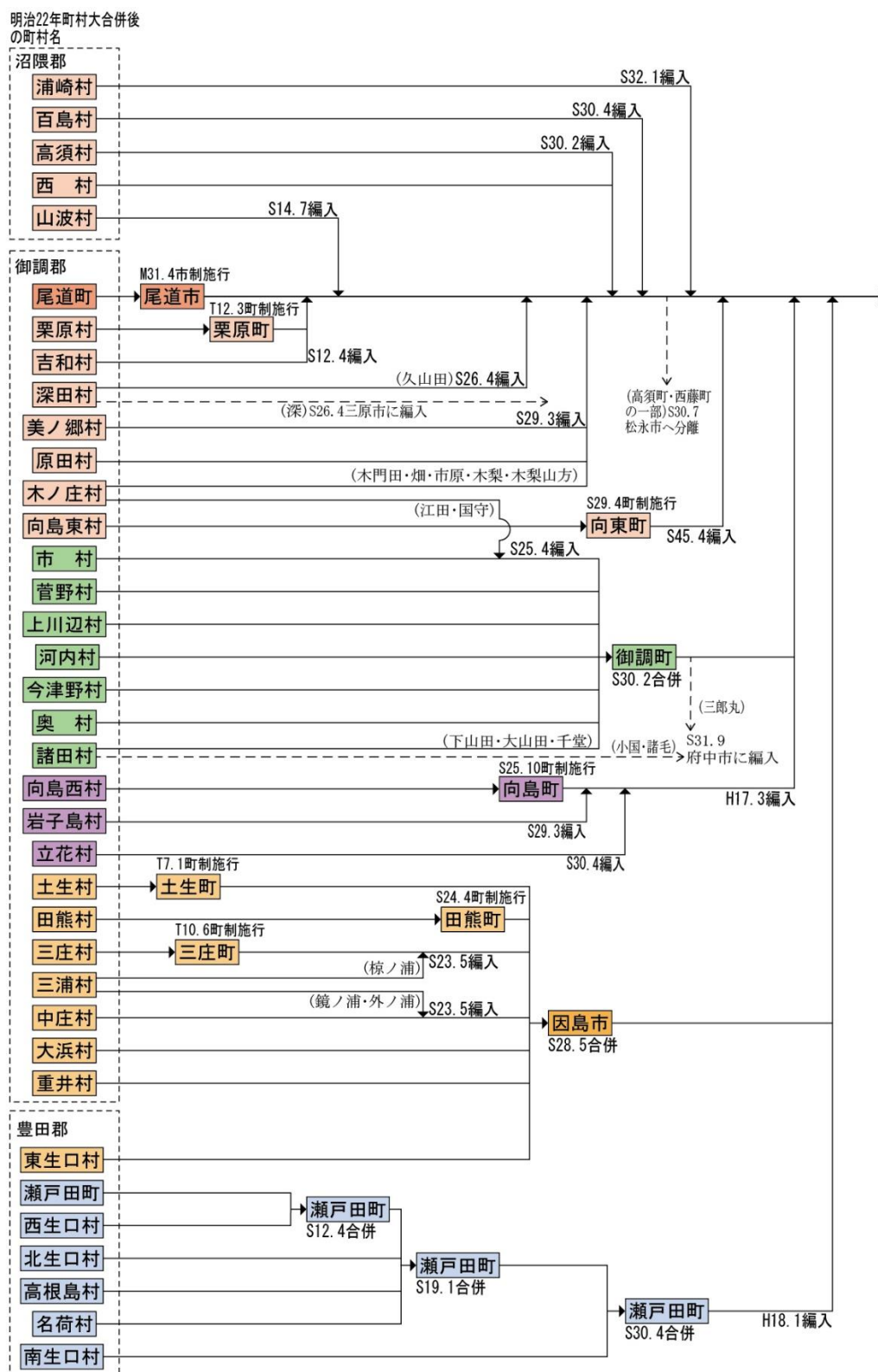


図 1-6 沿革

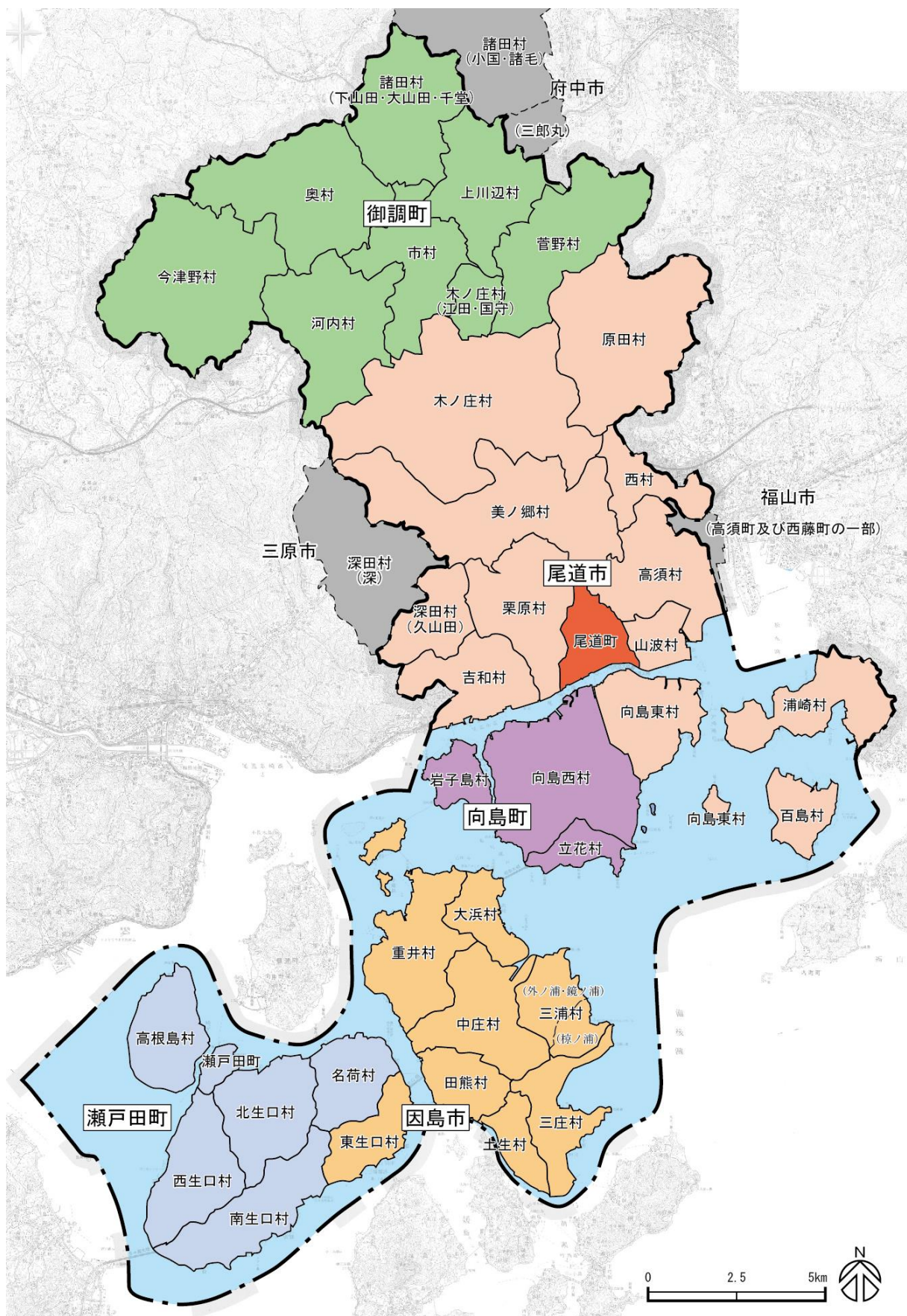


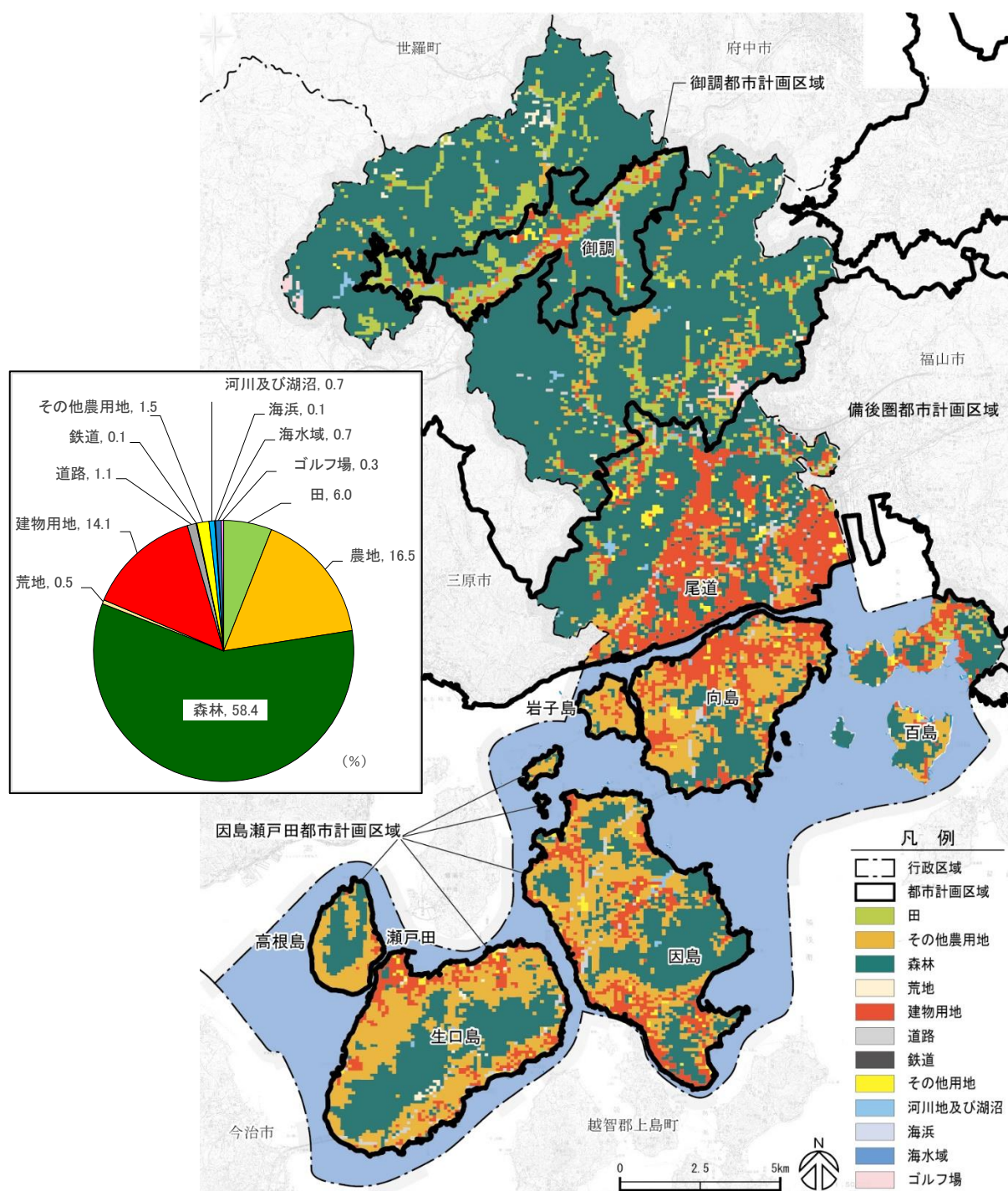
図 1-7 合併前の旧市町村分布（明治 22 年）

(2) 土地利用

本市は、備後圏都市計画区域、御調都市計画区域、因島瀬戸田都市計画区域の3区域、合計16,917haが都市計画区域に指定されており、そのうち備後圏都市計画区域と因島瀬戸田都市計画区域に用途地域が指定されている。

土地利用状況は、国土数値情報「土地利用細分メッシュ・平成28年」によると、森林が58.4%で最も多く、次いで農地16.5%、建物用地14.1%、田6.0%などとなっている。

尾道水道兩岸に位置する尾道中心部及び向島の沿岸部、因島南部や生口島の瀬戸田地区などを中心に市街地が形成され、市北部は水田、島嶼部は斜面地を生かした柑橘類などの農用地が広がっている。



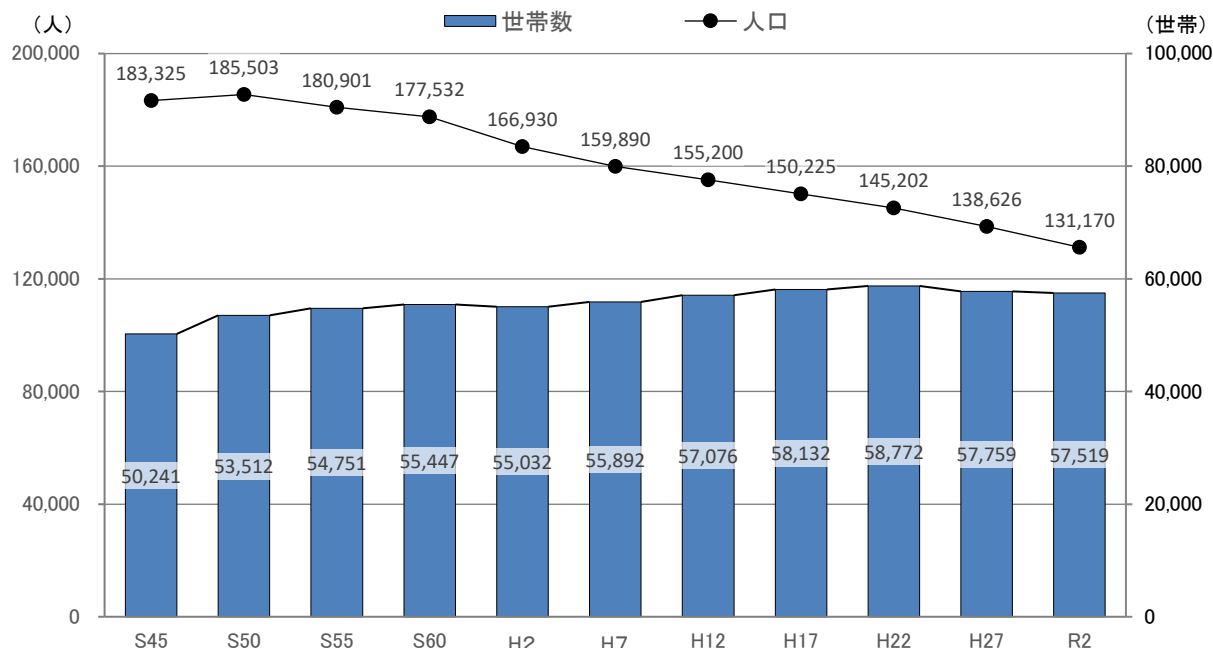
資料：国土交通省（国土数値情報「土地利用細分メッシュ・平成28年」）

図 1-8 土地利用

(3) 人口動態

令和2年(2020)の国勢調査による人口は、131,170人である。戦後、人口は増加傾向にあったが、昭和50年(1975)の185,503人をピークに減少傾向にある。

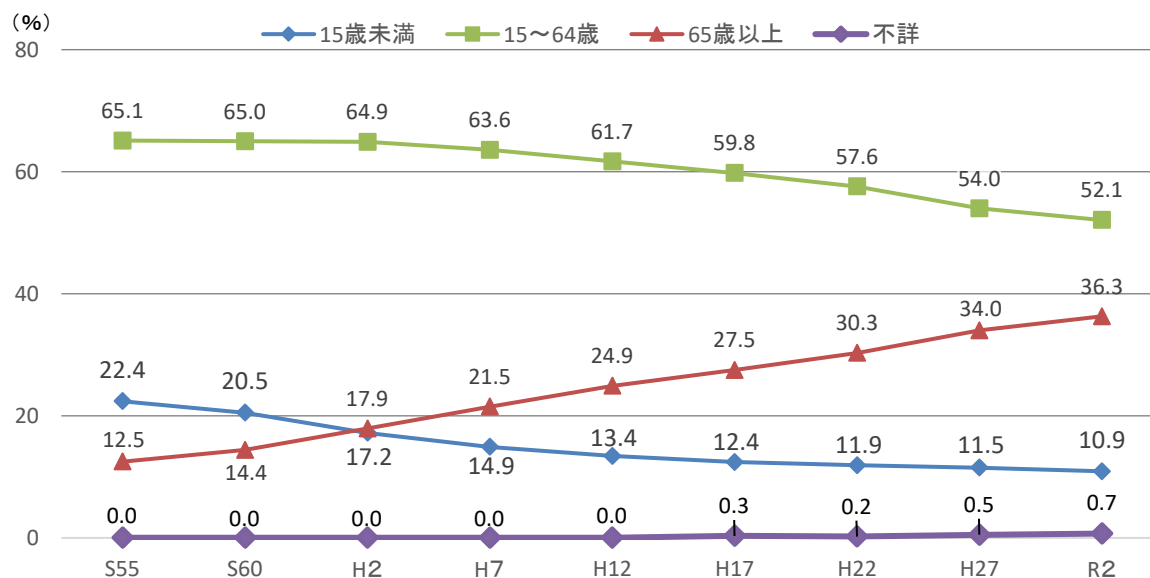
年齢別でみると、少子高齢化が進み、平成2年(1990)には65歳以上の割合が15歳未満の割合を逆転し、令和2年(2022)では高齢化率が36.3%となっている。



資料：国勢調査

※平成17年以前の人口は、旧2市3町を合計したものである。

図1-9 人口推移



資料：国勢調査

※平成17年以前の数値は、旧2市3町を合計したものである。

図1-10 年齢別人口の割合推移

(4) 交通機関

本市の交通を歴史的にみると、中世に年貢積み出し港、さらに対外貿易の拠点として海上交通の要衝として発展し、近世に入ると山陽道（西国街道）が尾道沿岸を通るようになったことから、宿場町・港町として東西方向の要衝となった。現在では、平成 27 年 3 月に中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）が全線開通するなど交通の十字路としての役割を担っている。

このうち東西方向については、山陽自動車道や JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、国道 2 号バイパス等が地域を縦貫する形で、南北方向については、中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）、瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が地域を横断する形で交通軸を形成し、九州や関西方面、日本海と瀬戸内海、太平洋が結ばれている。

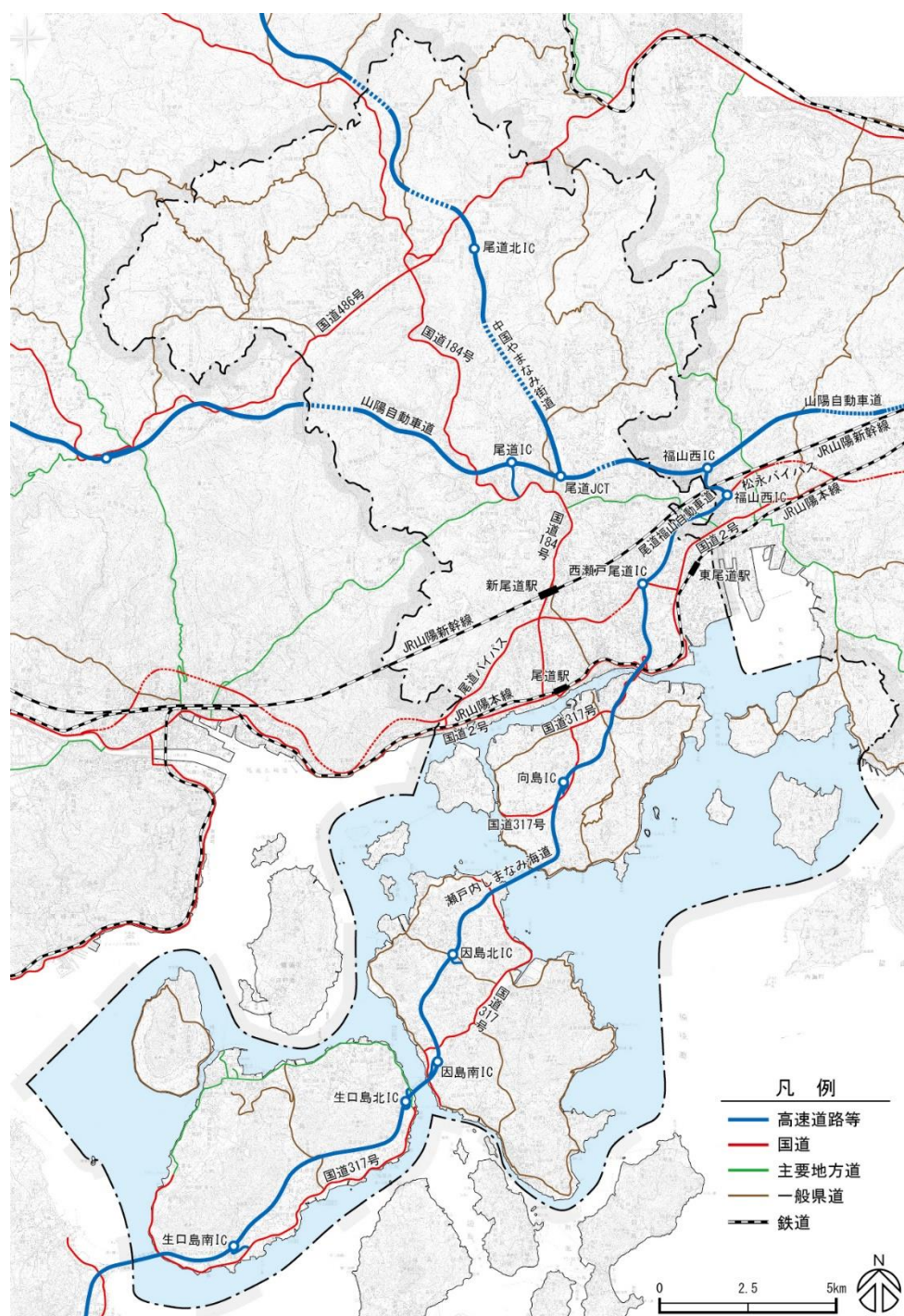
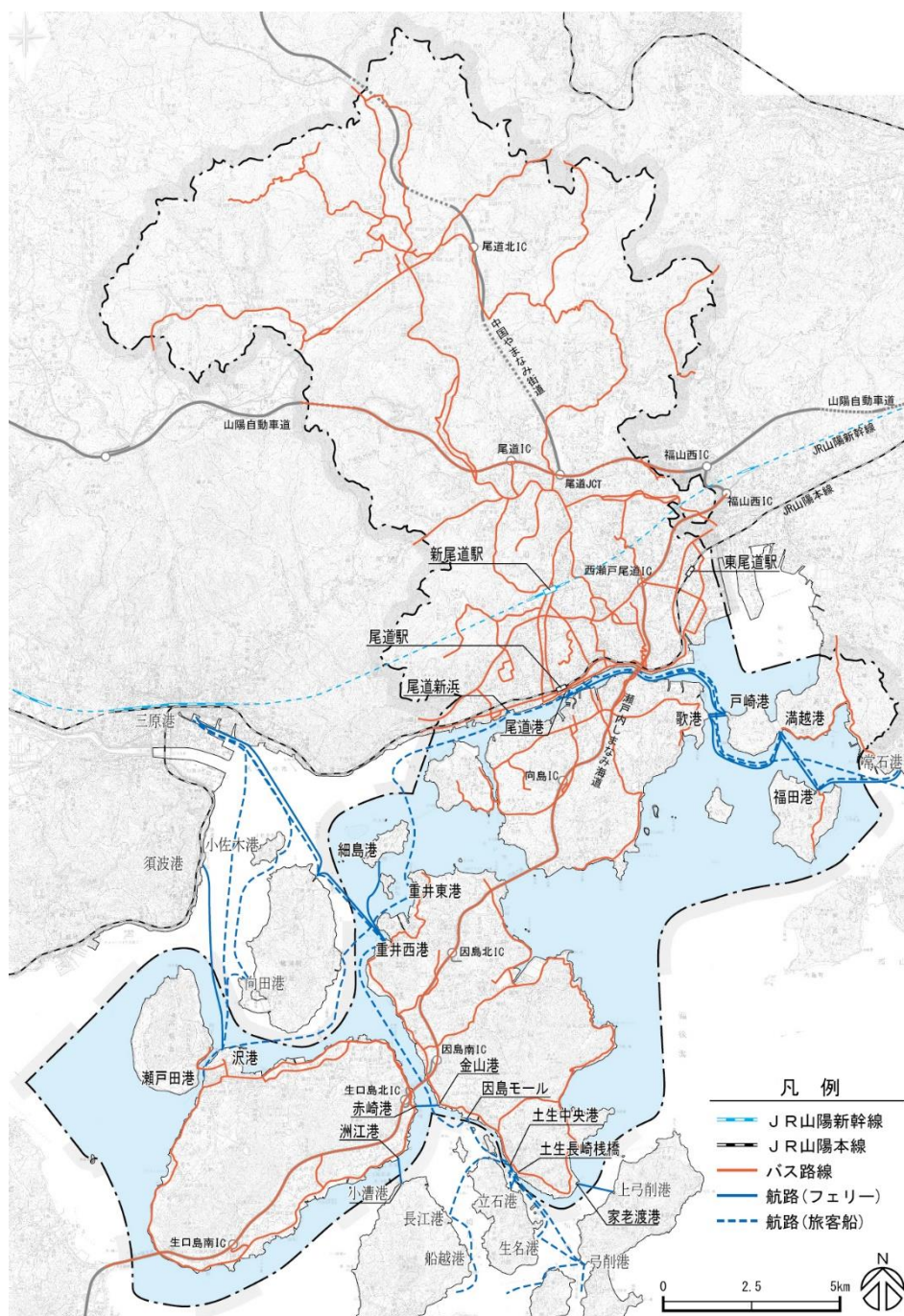


図 1-11 主な道路及び鉄道

本市の公共交通のうち陸上交通としては、JR 山陽新幹線及び JR 山陽本線、市内外の地域を運行する高速バス、路線バス、タクシーなどがある。海上交通としては、本土である尾道港と島嶼部（瀬戸田港・沢港）、及び島嶼部（因島土生港）と愛媛県（大島友浦港、今治市今治港）等を結ぶ旅客船があり、特に島嶼部や四国に住む人々にとって重要な航路となっている。

尾道港は、昭和 2 年（1927）に第 2 種重要港湾に指定され、昭和 4 年（1929）から政府が改修工事に着手、昭和 14 年（1939）に竣工した。西御所岸壁及び浮棧橋等、現在の主な施設はほぼこの時に完成した。昭和 28 年（1953）には糸崎港と合併し、尾道糸崎港として重要港湾に指定されている。

また、尾道港は令和元年（2019）に開港 850 年を迎えた。



資料：尾道市地域公共交通網形成計画（H30.3）

図 1-12 公共交通網

(5) 産業

本市の産業は、中世には、製塩や海運業、刀鍛冶等が、近世には、製塩や海運業に加え、酢や酒の醸造、石細工、刺帆、編笠、串柿等の産業の発達がみられた。また、近代以降、除虫菊や柑橘の栽培、養蚕業、製塩が盛んに行われるとともに、瀬戸内海においては造船業が発達した。

平成 28 年(2016)の事業所の状況（経済センサス活動調査）をみると、尾道市には 7,334 事業所があり、従業者数は 60,661 人である。

産業別でみると、事業所数では「卸売業、小売業」が 2,029 事業所で全体の 27.7% を占め最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 895 事業所、「製造業」が 777 事業所となり、これらが上位 3 番目までとなっている。

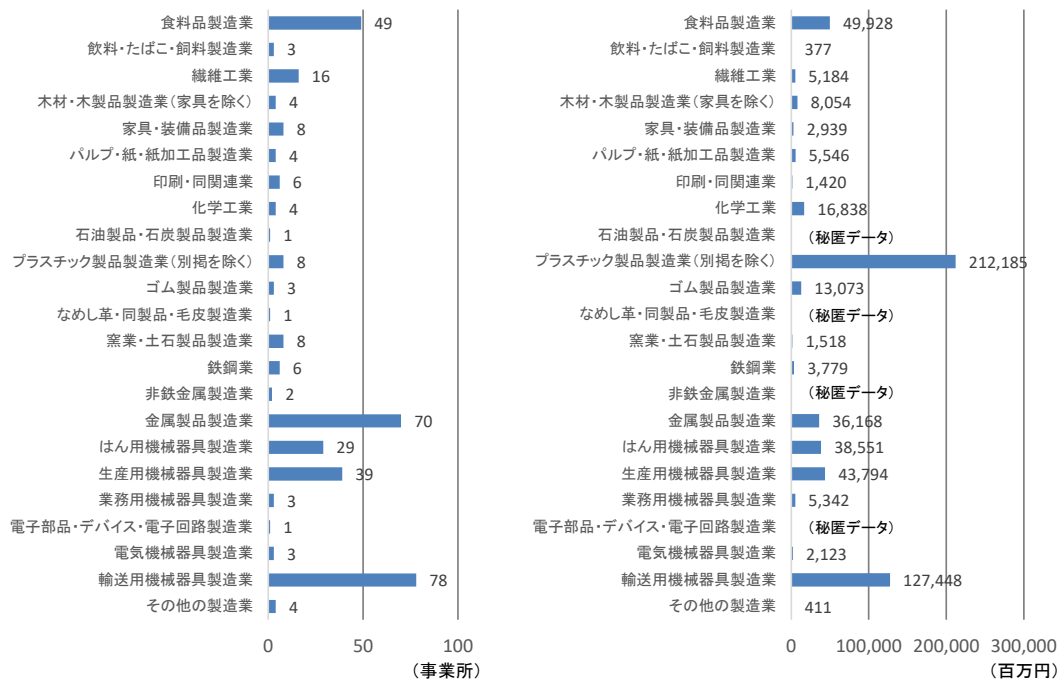
従業者数では、「製造業」が 17,126 人と最も多く、それに次いで「卸売業、小売業」が 12,358 人となっている。

製造業に関して工業統計調査（令和元年調査：平成 30 年実績）をみると、事業所数は、造船関連産業等の輸送用機械器具製造業が多く、次いで金属製品製造業となっている。また、工業出荷額については、プラスチック製品製造業が最も多く、次いで輸送用機械器具製造業となっている。

表 1-1 事業所の状況

区 分		事業所数(事業所)	従業者数(人)
平成 18 年(2006)		8,204	56,842
平成 21 年(2009)		8,302	61,936
平成 24 年(2012)		7,714	60,380
平成 26 年(2014)		7,603	60,377
平成 28 年(2016)		7,334	60,661
産業 分類 別	農林漁業	28	241
	鉱業	—	—
	建設業	589	3,585
	製造業	777	17,126
	電気・ガス・熱供給・水道業	7	283
	情報通信業	32	117
	運輸業、郵便業	202	3,322
	卸売業、小売業	2,029	12,358
	金融業、保険業	107	986
	不動産業、物品賃貸業	461	976
	学術研究、専門・技術サービス業	246	1,208
	宿泊業、飲食サービス業	895	4,643
	生活関連サービス業、娯楽業	602	1,900
	教育、学習支援業	216	1,075
	医療、福祉	553	8,886
	複合サービス事業	76	695
	サービス業（他に分類されないもの）	514	3,260

資料：平成 18 年度：事業所・企業統計調査、平成 21 年度以降は経済センサス

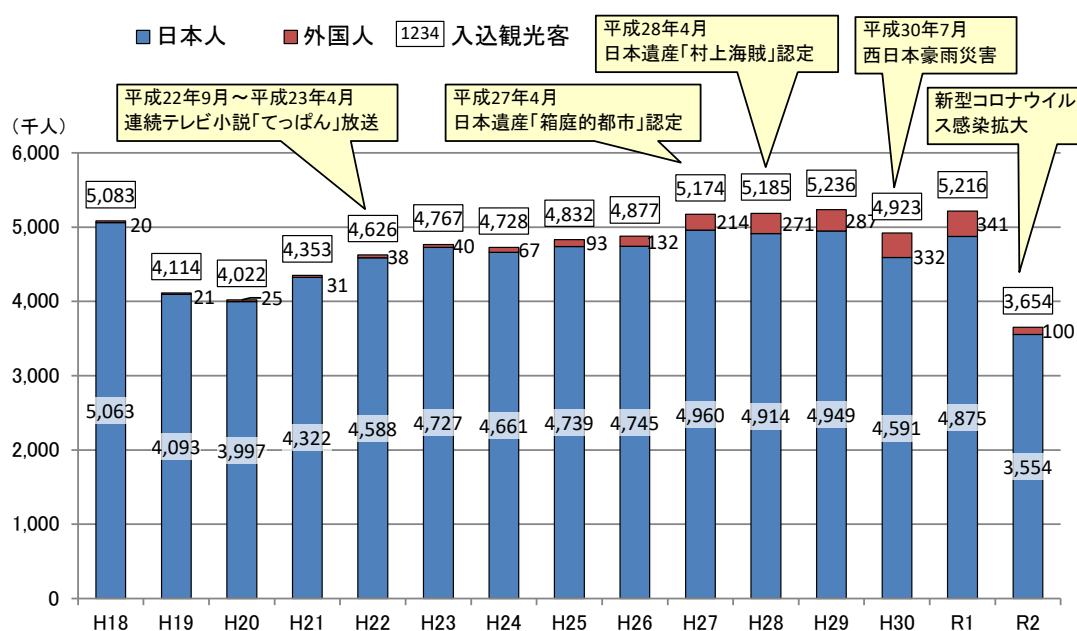


資料：工業統計調査（令和元年）
注：数値は従業者4人以上の事業所。

図 1-13 工業事業所数と工業出荷額

(6) 観光

本市の観光は、近畿や関東方面からの観光客が多く、観光業も特徴的な産業の一つとなっている。平成 11 年(1999)の瀬戸内しまなみ海道開通当時は、約 760 万人の入込観光客があり、その後平成 20 年(2008)まで減少傾向にあったが、平成 21 年(2009)以降増加に転じ、日本遺産認定を受けた平成 27 年(2015)以降は 520 万人前後で推移している。また、外国人観光客数も増加傾向にあり、令和元年(2019)には約 34 万人となっている。しかし、令和 2 年(2020)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外国人を含め入込観光客数は大きく減少している。



資料：広島県観光客数の動向による。
注：平成 18 年は現尾道市域における数値。

図 1-14 入込観光客数

3 歴史的環境

(1) 原始・古代（縄文～平安時代中期）

本市においては、縄文・弥生時代の遺跡が確認されており、この時代から人々の暮らしが営まれていたことを示している。縄文時代の遺跡は、松永湾沿岸や島嶼部の沿岸に点在している。特に高須町太田貝塚では、多数の人骨も出土しており、この地域の中心的な遺跡として注目されている。

弥生時代には、市内の様々な地域で集落が確認されている。御調町高尾2号遺跡は標高約170mの丘陵上に位置し、いわゆる高地性集落であり、眼下に見下ろす御調川沿いには、曾川1号遺跡が確認されている。松永湾沿岸の高須町天満原遺跡でも集落が確認されていて、各地域での生業活動に適した場所に集落が築かれたことが分かる。

また、御調町貝ヶ原遺跡では、弥生時代後期の墳丘墓に伴うと考えられる特殊器台形土器が出土し、久山田町大峰山遺跡では、銅剣と銅鉾が発見されている。こうした特殊な資料は弥生時代の人々の精神世界を知る上で重要である。

古墳時代になると、各地に古墳が築かれるようになるが、生活していた集落はあまり発見されていない。曾川1号遺跡で弥生時代後期から続いて古墳時代の住居跡が確認されているのみである。古墳は高須町黒崎山古墳、大元山古墳の前方後円墳の他は、むかで岩山口第1号古墳のような古墳時代後期の横穴式石室をもつ古墳が多く、島嶼部では、因島重井町細島古墳や小細島古墳、瀬戸田町杵箇山古墳のように箱式石棺の古墳が認められる。こうした古墳の埋葬施設の違いは、築造時期の違い以外に被葬者の実力差によることを示していると考えられる。

また、当時の重要な生業である塩作りの遺跡として、浦崎町満越遺跡と因島大浜町大浜広畠遺跡がある。満越遺跡では、古墳時代を通して製塩が行われていたことが分かる膨大な量の製塩土器が出土し、塩作りの炉跡や祭祀を行ったと考えられる遺構も発見されている。このように、古墳時代以降に芸予諸島では塩作りが盛んに行われていた。

飛鳥時代になると、中央の影響を受けて寺院の建立の機運が高まっていった。御調町には、飛鳥時代から平安時代の寺院である本郷平廃寺が所在している。

また、同時代、御調においては山陽道が通り、駅家（うまや、駅（えき）ともいう）もあったとされる。この山陽道は、中央と大宰府を結ぶ重要な官道となっていた。

ただし、瀬戸内海での交通が発達し、庸・調税の輸送にも海路が利用されるようになると、交通面の主力としては、官道よりも海路が重要視されるようになる。



貝ヶ原遺跡出土の特殊器台土器
（広島県重要文化財）

<時代区分について>

日本史における時代区分は、各時代の画期をいつに置くかにより諸説あるが、本計画では「新尾道市史」の時代区分を参考に、下記のように設定する。

原始：旧石器時代・縄文時代・弥生時代

古代：古墳時代（ヤマト王権の成立）から飛鳥時代・奈良時代・平安時代中期

中世：平安時代後期（院政期）・鎌倉時代・室町時代

近世：安土桃山時代・江戸時代

近代：明治時代・大正時代・昭和時代（太平洋戦争終結まで）

現代：太平洋戦争終結後から現在まで



むかで岩山口1号古墳

(2) 中世（平安時代後期（院政期）～室町時代）

中世の尾道には、多くの庄園がつくられ、地頭が置かれて各地域を支配していた。尾道浦（現在の尾道市街地）は、その頃はまだ小さな漁村であったと考えられ、それが瀬戸内海を代表する港町となる転機は、嘉応元年(1169)のおおたのしょう大田庄倉敷地認定である。これにより、年貢積出港となり、さらに周辺地域の物資の集積地ともなった尾道浦は、飛躍的に発展をとげ、文永7年(1270)には、尾道に入港する船舶から津料（関税）を徴収していたことも分かっている。

寛元3年(1245)には、高野山から大田庄預所として、淵信が派遣され、尾道で年貢米の管理と輸送にあたっている。淵信はその後、高野山から浄土寺と曼荼羅寺（現海龍寺）の別当職が与えられている。この頃には、尾道浦は多くの商人や問丸・梶取といった海運業者が集まる港町となっており、さらに鎌倉時代末期～室町時代前期には、尾道の商人の寄進の他に、足利尊氏や備後守護の山名氏らにより、港町の背後に建つ寺院伽藍が整備され、現在の寺のまちとしての尾道の基盤ができあがったといえる。

九州探題の今川了俊が応安3年(1370)頃に尾道を訪れ、その様子を『道ゆきぶり』という道中記に記述している。それによれば、山の麓にそって、家が密集して並んでいて、みちのく（東北）や筑紫（九州）地方の船も多くみられると書かれており、現在のように民家が密集し、遠方からの交易船も寄港する等、港町の発展の様子がうかがえる。

瀬戸田も尾道同様に中世に遡る港町として、この地域の交易の拠点となった。瀬戸田を望む高台には、小早川氏の庶家である生口小早川氏の城と思われる倭崎城跡が所在する。瀬戸田が尾道と若干異なる点は、こうした武家勢力の直接的な庇護を受けて、成長している点にあり、瀬戸田水道を見下ろす潮音山に応永10年(1403)、小早川氏一族である地頭・生口守平氏が向上寺を建立する等、武家勢力は瀬戸田の寺社の建立にも大きく寄与している。潮音山山頂付近へ永享4年(1432)に建築された三重塔は現存し、国宝に指定されている。

上記のように港町には、海運業者が多数おり、寺社への寄進等、港町の繁栄の一翼を担っているが、瀬戸内海の水先案内人として、周辺海域の支配をした人々もいる。それが、海賊と呼ばれる人々である。海賊は現在のイメージと異なり、航路の水先案内人であるとともに、通行税をとり、安全を保障していた。このような人々が因島村上氏や小早川氏、尾道の対岸の岡島に拠点があつた関の大將であつた。特に



尾道遺跡



絹本著色伝足利尊氏像
(広島県重要文化財)



向上寺三重塔（国宝）



紙本著色村上新蔵人吉充像
(尾道市重要文化財)

因島村上氏は村上水軍として、瀬戸内海中部海域を支配しており、因島やその周辺には多数の城跡が存在することから、島々の瀬戸を通航する船舶を見張る役目があった。



馬神城跡（尾道市史跡）



小歌島（岡島城跡）

この時代の尾道の産業に関しては、主に、塩や鉄等が生産されていたことが分かっている。沿岸部や島嶼部では塩田があった。水をくみ上げて塩田にまき、太陽熱で水分を蒸発させて煮詰めて塩を採取する揚浜塩田^{あげはまえんでん}となっていた。年貢塩は、代銭で納められるようになり、商品として運ばれるようになってきている。また、中国山地を鉄の産地として、三原では刀鍛冶が育っていき、小早川氏等への供給による利潤獲得のため、尾道でも刀鍛冶が現れるようになった。さらに、瀬戸内海における島嶼部では、平安時代には二毛作が行われ、主に、麦・桑・麻がつくられ、麻からは布製品がつくられていたことが分かっている。

14世紀以降、尾道の沿岸部は、生活の場であったことが出土品から明らかになってきている。14世紀のものと思われる土師質土器の皿・鍋、備前焼の壺・甕^{かめ}、石製品の硯・鍋、中国製の青磁や白磁、15世紀から16世紀のものと思われる土師質土器の皿・鍋、備前焼の壺・甕、中国製の青磁など様々な土器が出土している。中世における尾道の港町としての発展、さらには国際性豊かな繁栄ぶりがうかがえる。

（3）近世（安土桃山～江戸時代）

●港町尾道の自治体制

戦国時代、尾道は毛利氏の支配下にあったが、その支配方法は、自分の家臣を尾道に配置したのではなく、地元の豪商と私的な主従関係を結ぶことで間接的に行われた。それは尾道を動かすほどの大きな経済力を手中に治めるためであった。

史料によると、毛利氏との結びつきが特に強かったと思われるのが渋谷氏・泉屋・笠岡屋である。彼らは、堺を始め上方商人と緊密な交流があり、また九州方面の廻船も瀬戸内海を航行していたことから、広域な経済圏を有していたことが分かり、ここには国内外の様々な文物が流入していたと考えられている。実際、尾道市街地からは多量の中国や朝鮮半島製の陶磁器が出土しており、東アジア交易において重要な拠点であったことをうかがい知ることができる。毛利氏はこうした有力な商人たちに知行地^{ちぎょうち}^{※1}や扶持米^{まい}^{※2}を与え、また文禄4年(1592)には泉屋と笠岡屋を代官に任じるなどして、経済活動が盛んなこの地を利用して、戦略的に優位に立とうとした。

※1 知行地

封建領主が家臣等に支配権（年貢の徴収権等）を分与した土地。

※2 扶持米

封建領主が家臣等に給与した米。

毛利氏に代わり福島正則が広島へ入部してくると、彼ら「初期豪商」が中核となって町の礎を築いていく。当初は彼らを初めとした5人の豪商が尾道町の年寄を務め、その下の月行司を編成して行政を行っていたが、万治年間(1658～1661)には十四日町・久保町・土堂町の3町に1名ずつの年寄を置くようになった。また17世紀末～18世紀初頭にかけて、町の自治を執り行うために尾道惣町の地縁的結合体である「会所」が成立し、町民同士のつながりが一層強化された。ここに、福島に次いで広島藩に入ってきた浅野氏の藩政改革「正徳新格」に伴って、正徳5年(1715)には尾道町奉行所が設置され、藩の都市支配が始まるが、実質は、既に確立していた「会所」を通じて町人や商人の把握が行われており、町人らによる町政がなされていた。

●商業の展開

前述のように、尾道にはその地形を利用して港湾施設が形成され、中世には対外交易の拠点として発展し、様々な海外製品が集散していた。つまり尾道は中世には既に港町としての機能が備わっており、これが江戸時代に「商業港・尾道」として大きく発展する基礎となった。

尾道における商業の画期は、陸路・海路の交通網の発達である。

陸路では、江戸時代に入ると、それまで内陸部を通っていた山陽道が、海岸の埋立等により、尾道の沿岸を通るようになり、港町尾道も「西国街道」と呼ばれる近世山陽道の宿場町としての賑わいをみせるようになる。また、石見銀山の開発に伴い、石見から尾道までの街道も整備され、銀山街道として南北の交通網が発達する。これにより、尾道は西国街道と銀山街道の交差するまちとして、陸上交通の要衝となり、大きく発展した。

海上交通では、西廻り航路の開発によって実現した北前船の就航が大きな画期となっている。北前船とは、東北・北陸方面を西に向けて発し、関門海峡を抜け瀬戸内海を経て大坂へ至るルートを航行し、その間に沿岸部の各地に寄港して積載した商品売り、またその地の名産品を積み込むという、地域の価格差を利用し利益を上げていた廻船を指す。これにより沿岸部の各地に商業都市が形成され、尾道はそのひとつであった。これまでも、初期豪商は上方や九州の商人と交流があったが、北前船が寄港することで東北・北陸方面にまで商業圏を拡げ、全国的な取引が可能になった。東北・北陸方面からは米を始め、大麦や大豆等の穀類、干鰯や油粕等の金肥等が運び込まれ、また、尾道からは「備後塩」と呼ばれた塩、畳表、石材、酢等の名産品が積み出されていた。新潟には尾道の石工が作成した石灯籠が残っており、尾道と新潟という遠く離れた地のつながりを確認できる。こうした海運の隆盛を物語るものとして、船乗りなどが持ち上げて力自慢を競った力石が、住吉神社の境内等に残されている。

江戸時代中期にはこうした交通網の発達により、市場経済はますます拡大していく。尾道においては、戦国時代から続く渋谷氏や泉屋、笠岡屋ら初期豪商が中心となって経済



力石（住吉神社）



北前船絵馬（浄土寺所蔵）

を動かしていたが、橋本氏や亀山氏などの新興商人の台頭により商人同士の競合が激化し、商業秩序の統制が取れなくなってくる。また 18 世紀に入り市場経済の発展を裏付けるように、多様な商品が以前とは異なったルートを通じて取引されるようになり、これまで尾道を経由して運ばれた商品が、隣藩の福山藩の鞆浦へ持ち込まれるなどして、商品が減少する事態にも陥っている。

西廻り航路の開発は尾道が成長する契機をもたらした一方で、かつてのように沿岸に沿って航行する地乗り航路から、沖乗り航路へとルート変更されたために、潮待ち・風待ちに適した御手洗や倉橋等の島嶼部が新興港町として頭角を現し、相対的な地位の低下を招くことにもなった。

瀬戸内海において重要な港町であった尾道は広島藩も重視しており、この状況を危惧した藩は、元文 5 年(1740)に平山角左衛門を町奉行に据えて流通機構の改革に努め、株仲間を定め、取引の慣習を成文化するなどして商業秩序の維持を図った。明和 3 年(1766)には株仲間を藩の公認とし、同年には問屋役場なるものを設立し、問屋・仲買・仲仕の分業を明確化し管理・統制を行った。また、尾道の商人ら自身も対策に乗り出し、安永 9 年(1780)には荷主へ代金を円滑に支払うための資金融通機関として問屋座会所を設けた。以後、問屋役場・問屋座会所ともに名称を変え、機能を多少変化させながら、幕末まで尾道の流通機構には不可欠な機関として存続した。

この問屋座会所に特に多額の出資をしたのが橋本氏であった。橋本氏の出自は不明だが、屋号を灰屋と称し、橋本次郎右衛門を始祖として 17 世紀半ばに台頭した、尾道を代表する豪商である。2 代目当主次郎右衛門信孝の子息の代で別家して加登灰屋と名乗り、金融業を主に、質、塩田経営、酒造業で財を成し本家を凌ぐまでに成長した。橋本氏は、問屋座会所への多額の出資をするだけの経済力から、町年寄も務め社会的地位も高く、また飢饉の際には救恤きゅうじゆつ(救済)を行うなど、徳者として町民を守護しようという意識の高い人物でもあった。

尾道の商業は、藩権力の介入がありながらも、実質は橋本氏のような豪商らの経済力に支えられながら発展し、相対的な地位の低下という危機に直面しながらも、町人自身による努力で困難を乗り越え、瀬戸内海の中継交易港の拠点であり続けた。

●茶文化

天野氏は、尾道の豪商の一人であり、明治 12 年(1879)に創設された国立第六十六銀行の頭取になっている。橋本氏も同様に頭取となっており、ともに江戸時代後期から明治・大正時代にかけての尾道の経済界を取りしきった豪商である。現在、広島県立文書館が収蔵している橋本家文書の中には、この天野氏から速水宗汲に宛てて、伝授された茶道を口外しないように約束した誓約書が残っており、茶事の教えを請うていたことが分かる。



爽籟軒庭園（尾道市名勝）

また同文書群の中には茶会記も多く残されており、橋本家において頻繁に茶会が催されていた。橋本家は別荘として爽籟軒という名の庭園を築庭し、その中に千利休考案の茶室、妙喜庵待庵の写しといわれる茶室明喜庵を設け茶に親しんでいた。現在、明喜庵は市重要文化財であるが、多くの茶道家に利用されており、当時の様子をそのままに伝える明喜庵にて、ここで茶を楽しんだであろう人々に思いを馳せることができる。向島の富浜において塩田経営で成長した富島家の敷地内には海物園という庭園があったが、富

島家も茶を好み、庭には一軒の茶室があった。かつて秀吉が安土城に持っていた茶室が富島家に伝わったという茶室であるが、文化11年(1814)、当時の浄土寺住職の所望により浄土寺境内に移されたという。そして名前を「露滴庵」とした。こちらは藪内流燕庵の写しとされ、現在、重要文化財に指定されている。藪内流の門人録には橋本の名前も見受けられ、浄土寺の住職とも茶を通じた交流があったものと推測できる。



浄土寺露滴庵（重要文化財）

このように、尾道の経済を支えた豪商たちは、経済発展を促すだけでなく、茶の文化を根付かせるなど、尾道の文化の創始者でもあったのである。

茶園※¹の記録も残っている。史料上確認出来るのは近世が7か所、近代が16か所あり、そのうち調査が特定できたものが近世が4か所、近代が6か所ある。島嶼部にある松本家の加嶋園、千光寺山麓にある熊谷家の挹翠園などである。挹翠園の詳細は不明だが、加嶋園は藩へ花莫産を献納したことが認められて下賜された島を庭にしたもので、藩主浅野もここに逗留している記事が残っている。風光明媚な尾道にあるこれらの茶園には多くの文人墨客が訪れており、頼山陽著の「挹翠園記」や菅茶山「賀嶋」等が残した詩からはそれぞれの茶園から見える美しい風景をありありと想像できる。

●港町瀬戸田の繁栄

瀬戸田も尾道と同様に中世から物資の集積地、輸送の中継地として栄えてきたが、江戸時代に入り、北前船の西廻り航路が開発され、瀬戸内海交易が活発化すると大きく発展をとげる。



瀬戸田の商家（旧堀内邸）

江戸時代初頭にも街並みが形成されつつあったが、寛永14年(1637)には、町の南側にさらに拡張が許され、港町が拡大することとなった。また、この頃には、商人たちによる町年寄制が採用され、町政が運営されていた。

江戸時代前期には、現在の町割りとはほぼ同じ形態となっており、尾道と同様に瀬戸田水道を生かした天然の良港である瀬戸田では、海岸に沿って港湾施設及び鉤型の道に沿って町家が並び、さらに細い小路や港の背後の潮音山麓には寺社が建ち並んでいる。

特に港の玄関である沖見堂（旧堀内家土蔵周辺）の辺りは、製塩業や海運業で富を築いた豪商の屋敷が建ち並び、堀内家や得能家等の屋敷や蔵が現在でも残っている。

瀬戸田は、生口島の塩田で生成される塩の輸送・販売をはじめ、木綿、煙草、穀類、海産物等の商品化が進み、芸予諸島の交易の中継地として、確固たる地位を築き、港町尾道に匹敵する港町に発展したのである。

※1 茶園

茶の木を植えている畑（茶畑）で、一般的には茶園（ちゃえん）と呼ぶ。尾道では斜面地や海岸沿いの風光明媚な場所につくられた茶室や庭園を備えた別荘住宅を指し、茶園（さえん）と呼ぶ。爽籟軒も代表的な茶園の一つである。

(4) 近現代（明治時代～）

尾道は、明治22年(1889)町村制施行に伴い尾道町となり、明治31年(1898)には広島市に次ぎ県内で2番目に市制を施行した。当時の尾道は北前船交易の名残があり、県内でも屈指の港町として、経済の中心地でもあった。明治24年(1891)には、福山～尾道間で山陽鉄道が開通し、尾道駅も開業したことにより、尾道の近代化は一層進むことになる。また、大正14年(1925)には、尾道から御調町に至る尾道鉄道が開業し、昭和39年(1964)の路線廃止まで、南北交通を支えていた。

また、鉄道敷設によりまちが2つに分断されたことにより、海側の商業地、港、山側の寺社域、住宅地（別荘等）という、独特の街並みと坂のまちの景観が誕生したといえる。海側には、江戸時代からの名残を示す商家が建ち並び、洋風の公共建造物や経済の中心地らしい銀行の建築物が集中する銀行浜など和と洋が混ざり合う景観があり、山側には、中近世の建築物の周辺に洋風住宅や和洋折衷住宅（群）が散在する独特の景観が形成された。明治36年(1903)には、豪商の三木半左衛門が千光寺山に共楽園という市民憩いの場となる公園を整備し、市に寄贈している。これが後の千光寺公園となり、現在のような桜の名所となるのである。

また、この地で『暗夜行路』の草稿を練ったとされる志賀直哉、尾道の女学校に通った『放浪記』作者の林芙美子、この地をこよなく愛し描き続けた小林和作をはじめ、多くの文人が足跡を刻み、また、小津安二郎監督の『東京物語』や大林宣彦監督の尾道三部作・新尾道三部作等により、映画のまちとしても定着している。



旧尾道鉄道トンネル



千光寺本堂



千光寺公園



小林和作旧居



尾道の市街地と尾道水道

因島でも造船工場が建設され、港町から造船の町へと変貌を遂げている。造船ブームとなった大正から昭和時代初期には、全国でも有数の造船量を誇り、労働人口の増大と商工業の発展、さらには周辺地域への造船工場の拡充というように飛躍的に発展を遂げた。

港町瀬戸田は江戸時代から瀬戸田町として、様々な文書に記載されているが、明治4年(1871)の廃藩置県以後も瀬戸田町として、生口島の中心的位置を占めていた。近代の瀬戸田は、引き続き、製塩業が盛んで、生口島北岸と南岸には大規模な塩田がつくられ、製塩業で財をなした堀内家は、県内でも有数の資産家として知られていた。明治41年(1908)には、製塩業者が集まり、瀬戸田塩業購買組合が設立され、製塩業のさらなる発展をとげた。

また、近代の瀬戸田の重要産業として、柑橘類の栽培がある。明治時代になると、生口島が柑橘類の栽培に適しているとされ、熱心な研究育成が行われている。その結果、生口島と高根島^{こうねじま}では、様々な種類の柑橘が栽培され、瀬戸田を代表する産業となった。瀬戸田町中野地区には、柑橘類の栽培、販売や海運業で財をなした家が多く、長屋門を構えた豪壮な民家が建ち並び、独特の街並み景観を形成している。

戦後になると、尾道は周辺地域の交通や商業の拠点であるとともに、映画等のロケ地として、その風光明媚な景観と寺社仏閣が建ち並ぶ斜面地が舞台となり、観光業が盛んになる。尾道は坂のまち、寺のまち、芸術文化のまちとして、多くの観光客が訪れることとなった。

その他の産業として、近代から続く造船業や農業(柑橘類、わけぎ等)、漁業、海産物加工業(蒲鉾、乾物など)が盛んであり、尾道の歴史に培われた伝統産業である。

このように、暮らしや産業、地域の発展は、土地と合わせて海の存在が基盤になっており、街道と海道(航路)の存在、結節点としての立地性も大きく寄与している。現在においては、中国やまなみ街道及び瀬戸内しまなみ海道が開通しており、現代の「瀬戸内の十字路」としての役割が一層高まっている。



因島公園から見た瀬戸内海と造船所



因島大橋



瀬戸田町中野地区の街並み



因島発祥の八朔(はっさく)

こうした地域ごとの特色と共通性を有する歴史は、積み重ねられながら現在につながっている。とりわけ尾道の旧市街地においては、歴史の重層性を、街並み等を通じて追体験できる。数多くの中世の建築物、近世の港湾施設や石造物、庭園、近代化遺産、現代の建築物等が渾然一体となって存在し、尾道らしさを表している。



天寧寺塔婆（重要文化財）と尾道の街並み

(5) 尾道市ゆかりの人物

尾道市ゆかりの人物については、尾道市名誉市民のうち、本計画に関係する次の7人を紹介する。

① ^{ひらやまかくざ えもん}平山角左衛門（生年不明～1745）

平山角左衛門は、広島藩の藩士で、藩主浅野吉長公により、元文5年(1740)尾道町奉行に任命された。その頃の尾道は寄港する船舶の増加により、港を拡張する必要があり、平山奉行は埋立工事を行い、寛保元年(1741)住吉浜を完成させて尾道の港勢発展の基礎を築いた。平山奉行の功績を慕う尾道町民は、後年住吉神社に平山霊神をまつり、昭和10年(1935)からは、祭礼として尾道みなと祭が開催されている。



② ^{ほんいんぼうしゅうさく}本因坊秀策（1829～1862）

本因坊秀策は、幼名を桑原虎次郎といい、文政12年因島外浦町に生まれた。幼少から囲碁を学んだ秀策は、早くからその才能を見出され、6歳の頃には近郷に敵がなく、9歳で本因坊家に弟子入りし、20歳で第14世本因坊跡目となり、21歳で御城碁に出仕し、12年間で19連勝している。江戸後期において囲碁の布石の基礎を築き、碁聖と仰がれる秀策は、碁に秀でていただけでなく、人としての品格も備えており、書や手紙に人柄をみることができる。



③ ^{みきはんざ えもん}三木半左衛門（1838～1912）

三木半左衛門は、阿波国三好郡三庄村生まれで、江戸末期から明治時代にかけて呉服商、両替商として財をなし、書籍の販売や発行まで手がけていた。明治27年(1894)有志と共に千光寺山中腹に共楽園を開き、明治35年(1902)同園を市へ寄付した。これが現在の千光寺公園のもととなっている。現在でも半左衛門翁を^{しの}偲び、毎年1月には命日要が千光寺で行われている。



共楽園

^{やまぐちげんどう}
④山口玄洞 (1863～1937)

山口玄洞は、幕末の文久3年に久保町の医師の家に生まれた。15歳で大阪に出て、その後山口商店を創業し、努力の末に関西を代表する実業家となった。会社から引退すると、様々な分野に寄付を行い、特に故郷の尾道市では明徳商業学校（現・尾道南高等学校）の創設や、上水道建設に多額の寄付を行い、市民の生活向上や尾道市の発展に多大な貢献をした。また、引退後は仏門に入り、知恩寺（京都市左京区）境内に念仏道場を開き、本堂などの新築の寄付も行っている。



^{こばやしわさく}
⑤小林和作 (1888～1974)

小林和作は、明治21年（1888）に山口県吉敷郡秋穂町（現山口市）に生まれる。京都市立美術工芸学校を卒業し、京都市立絵画専門学校在学中、第4回文展に初入選している。昭和3年から4年にかけて、ヨーロッパに渡り、数々の作品を手掛け、昭和9年に尾道に移り住む。その後、亡くなるまで尾道に住み、地方画壇において指導的な役割を果たすとともに、尾道での文化財保護にも尽力した。



^{こうさんじ こうぞう}
⑥耕三寺耕三 (1891～1970)

耕三寺耕三は、耕三寺を建立した実業家。大阪で大口径特殊鋼管の製造会社を営んでいた技術者で、特許や実用新案を取得し会社は大きく成長した。その後、母への感謝の思いから、僧籍に入り、母の実家がある瀬戸田に昭和10年から年月をかけて耕三寺を建立。さらに、蒐集した美術品・文化財を基に、昭和28年に耕三寺博物館を開館した。



^{ひらやまいく お}
⑦平山郁夫 (1930～2009)

平山郁夫は、昭和5年に瀬戸田に生まれた、日本画家。昭和27年に東京美術学校日本画科を卒業。同時に東京芸術大学に奉職し、東京芸術大学学長も二度務めた。昭和28年院展初入選。日本文化の源流を求めてシルクロードを取材し、多くの日本画を描いた。また、文化財赤十字活動の名のもとに敦煌やアンコール遺跡の保護活動を主導した。作品には故郷の瀬戸田や瀬戸内の島々をはじめ、日本の美しい景色を題材にしたものも多い。



4 文化財等の分布状況

(1) 指定・登録文化財の分布状況

本市の指定文化財は、令和7年(2025)2月1日現在、国指定が59件、県指定が77件、市指定が237件で、合計373件である。

指定文化財のうち、有形文化財が279件で7割以上を占め、そのうち、建造物は37件が指定されている。

この他、建造物としては、登録有形文化財が37件ある。

表 1-2 文化財の種別指定状況

※令和7年2月1日現在

種別	区 分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合 計
有形文化財	建造物	18 (うち国宝3)	58 (うち国宝4)	1	59	18	162	279
	美術工芸品	40 (うち国宝1)		58		144		
	小 計		58		59		162	279
無形文化財			0		0		0	0
小 計			0		0		0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0		0		4	4
	無形の民俗文化財		0		8		17	25
小 計			0		8		21	29
記念物 ※1	史跡		0		3		28	31
	名勝地		1		0		2	3
	動物、植物、地質鉱物		0		7		24	31
	小 計		1		10		54	65
合 計			59		77		237	373

※1 国指定により「遺跡」は史跡、「名勝地」は名勝、「動物、植物、地質鉱物」は天然記念物となる。県・市の指定の場合は、広島県指定史跡、尾道市指定史跡のように、史跡・名勝・天然記念物の前に広島県・尾道市が付く。

区 分			件 数
その他	国認定	重要美術品	5
		登録有形文化財	37
	国登録	登録記念物	1

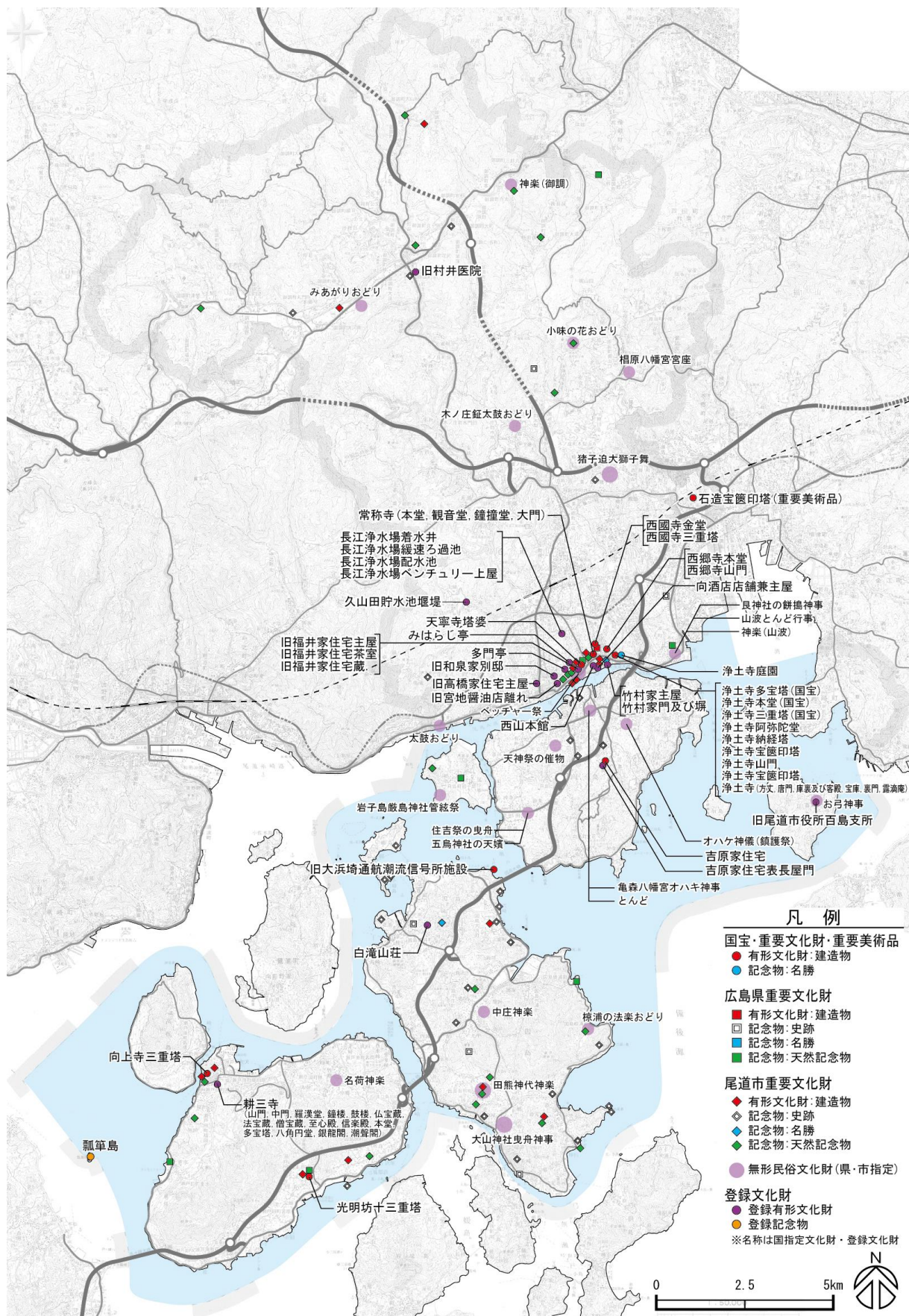


図 1-15 指定・登録文化財（建造物、史跡・名勝・天然記念物、無形民俗文化財）の分布状況

① 国指定等文化財

本市にある国指定文化財 59 件のうち、国宝が 4 件（うち建造物が 3 件）で、重要文化財が 54 件（うち建造物が 15 件）、名勝が 1 件となっている。

国宝の建造物としては、浄土寺多宝塔・本堂、向上寺三重塔がある。いずれも、中世の歴史と文化を代表する建造物である。

また、重要文化財の建造物としては、浄土寺阿弥陀堂・山門・方丈・庫裏及び客殿・露滴庵、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆、西郷寺本堂、常称寺本堂・観音堂・鐘撞堂・大門、光明坊十三重塔、吉原家住宅、旧大浜崎通航潮流信号所施設等がある。

美術工芸品は、国宝 1 件を含め、41 件ある。このうち彫刻は、全部で 16 件あり、木造十一面観音立像、木造釈迦如来立像、木造薬師如来坐像、木造千手観音立像、木造聖徳太子立像等がある。加えて、絵画は 5 件（うち 1 件は国宝）、工芸品は 8 件、書跡・典籍は 6 件、古文書は 5 件、考古資料は 1 件となる。これら美術工芸品のすべてが、持光寺、浄土寺、西國寺、耕三寺等の寺院にある。

さらに、名勝としては、浄土寺庭園がある。

また、その他、重要美術品が 5 件、登録有形文化財が 37 件あり、登録有形文化財（建造物）については、耕三寺に関するものが 15 件、近代化遺産に関するものが 7 件、豪商等の家屋に関するものが 15 件ある。



浄土寺多宝塔（国宝）



浄土寺本堂（国宝）



向上寺三重塔（国宝）



西郷寺本堂（重要文化財）

② 広島県指定文化財

広島県指定文化財 77 件のうち、有形文化財が 59 件(建造物 1 件、美術工芸品 58 件)で、無形民俗文化財が 8 件、史跡が 3 件、天然記念物が 7 件となっている。

有形文化財のうち、建造物は西國寺仁王門である。美術工芸品のうち、工芸品は 10 件となっている。また、絵画は 17 件、彫刻は 14 件、書跡・典籍 9 件、古文書 7 件、考古資料 1 件となっている。

無形民俗文化財については、太鼓おどり (正徳町)、みあがりおどり (御調町)、名荷神楽 (瀬戸田町)、小味の花おどり (原田町)、神楽 (御調町)、木ノ庄鉦太鼓おどり (木ノ庄町市原)、棕浦の法楽おどり (因島棕浦町)、中庄神楽 (因島中庄町) があり、各地域独特の民俗芸能が指定されている。

史跡については、1 件は太田貝塚で、他の 2 件は因島村上氏の城跡と鷺尾山城跡となっている。

天然記念物については、良神社のクスノキ群や御寺のイブキビャクシンなどがある。



西國寺仁王門 (広島県重要文化財)



浄土寺の「太鼓」 (広島県重要文化財)



棕浦の法楽おどり (広島県無形民俗文化財)



良神社のクスノキ群 (広島県天然記念物)

③ 尾道市指定文化財

尾道市指定文化財の 237 件のうち、有形文化財（建造物）が 18 件、同（美術工芸品）が 144 件、計 162 件となり、市指定文化財の約 2 / 3 (68.2%) を占める。

この他、有形民俗文化財 4 件、無形民俗文化財 17 件、史跡 28 件、天然記念物 24 件となっている。

有形文化財（建造物）については、薬師寺塔婆^{やくし じ}や茶屋一夢亭^{ちや やいち むてい}、旧河内村役場、八幡神社本殿、旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館）、旧尾道銀行本店（現・おのみち歴史博物館）、爽籟軒茶室^{そうらいけん}といった建物の他、五輪塔^{ごりんとう}や宝篋印塔^{ほうきょういんとう}、板碑^{いた び}等がある。有形文化財（美術工芸品）については、絵画、彫刻、工芸品等が多数ある。

有形民俗文化財については、平田玉蘊^{ひら たぎょくおん}ゆかりの品々、正念寺本堂天井画、本因坊秀策ゆかりの品等があり、無形民俗文化財としては、ベッチャー祭^{べっちゃんまつり}や山波とんど行事^{さんば とんど こと}、田熊神代神楽^{たぐま じんだいかぐら}等がある。

史跡としては、古墳や城跡、廃寺跡等があり、天然記念物としては、光明寺蟠龍^{こうみょう じ ばんりょう}の松^{ふくぜん じ}、福善寺の鷲^{しよ}の松等がある。



商店街（西国街道）に位置する旧尾道商業会議所（現・尾道商業会議所記念館：尾道市重要文化財）



旧尾道銀行本店（尾道市重要文化財）を改修した「おのみち歴史博物館」



尾道ベッチャー祭（尾道市民俗文化財）



山波とんど行事（尾道市民俗文化財）

(2) 主な未指定文化財

文化財総合的把握モデル事業により、未指定文化財を含む^{しっかい}悉皆調査を実施した。

このうち最も多く把握した文化財は、石造物の4,281件であり、そのほとんどが未指定文化財である。

また、歴史的建造物や美術工芸品（仏像）、民俗文化財、遺跡（城跡）等の状況も把握した。

表 1-3 文化財調査：石造物（エリア別件数）

調査対象地域	重点調査区域	調査件数	調査対象地域	重点調査区域	調査件数
尾道 (旧尾道)	市街地エリア	1,273	御調	大和エリア	37
	吉和エリア	68		綾目エリア	53
	高須エリア	161		市エリア	59
	山波エリア	133		河内エリア	49
	門田エリア	52		今津野エリア	31
小 計		1,687			菅野エリア
因島	重井エリア	208		上川辺エリア	35
	中庄エリア	578	小 計		313
	三庄エリア	66	瀬戸田	名荷エリア	15
	田熊エリア	120		林エリア	9
	大浜エリア	57		中野エリア	6
	土生エリア	50		鹿田原エリア	3
椋浦エリア	16	瀬戸田エリア		15	
小 計		1,095		沢エリア	12
向島・浦崎	浦崎エリア	123		高根エリア	16
	向東・田尻エ リア	279		福田エリア	10
	歌エリア	124		垂水エリア	5
	戸崎エリア	83		田高根エリア	4
	宇立・富浜エ リア	82		荻エリア	14
	百島エリア	116		宮原エリア	13
	津部田エリア	94		御寺エリア	15
	岩子島エリア	137		原エリア	5
小 計		1,038			洲江エリア
			小 計		148
合 計					4,281

< 未指定文化財（石造物の例） >



御調：神田神社手水鉢



瀬戸田：胡神社・常夜灯

< 未指定文化財（民俗文化財の例） >



因島大浜神明祭



奉納相撲



兼吉とんど



沢八幡宮例大祭



美ノ郷大迫とんど



光明坊ねはん会



宮原八幡神社「まっとうさん」

(3) 特産品、料理等

① わけぎ

「わけぎ」(分葱)は広島県が全国の生産量の約6割を占めており、中でも向島町は日本一の「わけぎ」の産地として知られている。

この「わけぎ」と、地元で捕れたタコを白味噌、酢、砂糖で和えた「ぬた」は、昔から広く知られている郷土料理である。



わけぎ

② 柑橘類

古くから柑橘類の生産が盛んに行われており、レモンや八朔^{はっさく}、温州^{うんしゅう}ミカンなどがあげられる。

特に、八朔は因島が発祥の地であり、冬になると島のいたるところで実がなっているのが見られる。因島田熊町・密厳浄土寺^{みつごんじょうどじ}の境内には「八朔発祥之地」と刻まれた石碑があり、これは八朔が江戸時代後期にお寺の境内で偶然発見されたことによるもので、現在では因島の特産品となっている。また、その時に発見された八朔の原木はお寺の本堂に祀られている。



レモン

また、国産レモンの生産量は広島県が全国一であり、中でも生口島と高根島で生産される「瀬戸田レモン」は国産レモンの3割近くを占めるなど、有数の生産地となっている。

③ 鯛そうめん

瀬戸内海沿岸部では、大皿に鯛の姿煮とそうめんを盛り付けた「鯛そうめん」がある。

「鯛そうめん」は、瀬戸内海沿岸部では鯛は「めでタイ」という意味で、またそうめんが細くて長いところから「縁が長く続く」という縁起物という意味から、結婚式や棟上げ、喜寿・米寿などのお祝いの席で振舞われる郷土料理となっている。



鯛そうめん

④ 賀日あえ(がじつあえ)

瀬戸内海沿岸部では、古くから特に海と山野、畑の産物を合わせた料理が作られ、今に残っている。賀日あえ^{がじつ}は、「賀節」^{がせつ}ともよばれ、尾道水道で採れる「あなご」と「ほうれんそう」を使い、正月などの祝い日にお客様のおもてなし料理の一品として伝えられている。

年間の無事に感謝し、新年を祝う料理だったが、いつの間にか、普段の生活の中にも溶けこみ、活きのよい「あなご」が手に入ったときなどに、気軽に食べられるようになっている。



賀日あえ

⑤ いぎす豆腐

「いぎす」は浅い海の岩につく海藻であり、干して保存する。この乾燥した「いぎす」を米ぬか汁で煮溶かし、寒天のように固めた料理が、いぎす豆腐となる。

お盆や祭り等、家族や親戚一同が集まる機会には必ず作られていたが、今では「いぎす」が手に入りにくくなっている。



いぎす豆腐

⑥ あずまずし

ままかり（ニシン科の魚の一種であるサッパの酢漬け）とおからを用いた姿鮓で、特徴として酢飯の代わりに、酢で味付けたおからを使う。漁村のため米が貴重であることから節米のために考えられた料理であり、飯とおからを混ぜて使うこともある。



あずまずし

⑦ 干し柿

尾道市の北部、御調町は江戸時代初めより柿の生産が盛んで、現在でも数多くの柿の木が残っている。柿は、干し柿や柿渋に利用され、御調町菅野地区の干し柿を作るための吊るし柿は、風物詩となっている。干し柿の天敵である霧の影響を受けない標高 300mの山頂にあり、一日中、日当たりは良く、風が吹き抜け、昼夜の寒暖差が大きい。そんな理想的な干し柿づくりの風土条件のもとで作られた干し柿は、大いに珍重されてきた。



菅野の吊るし柿（干し柿）

⑧ でべら干し

「でべら」とは「出平^{でべらかい}鰯」のことで、尾道周辺などで使われる地域名であり、標準和名をタマガンゾウヒラメという。この「でべら」を素干しにしたもので、手の平をひろげたような形をしているところから、「手平^{でべら}」の名があるといわれる。

鱗と内臓を除いて海水で洗い、丸竹や割竹をエラから口へ通したり、あるいは荒縄に1尾ずつ通したりして吊るし、3～4日寒い潮風にあてて乾燥させる光景は、漁港周辺における冬の風物詩となっている。もともと漁民が自家消費用として少量作っていたが、戦後、商品化され、尾道の名産のひとつとなった。



でべら干し

⑨ 浜子鍋

生口島（瀬戸田）は江戸時代に塩田で栄えた島で、その塩田で働く人は「浜子」と呼ばれていた。その浜子が塩分補給のために食べていたのが浜子鍋である。

浜子鍋は、近海でとれたタコや貝、季節の小魚などの魚介類を野菜から出た水分と味噌などで味付けしたものである。



浜子鍋

⑩ 水軍鍋

室町時代から戦国時代にかけて因島をベースとして活躍したのが村上水軍（海賊）であり、その村上水軍が出陣する際、必勝祈願と士気向上のために食べたと言われる。

特に「八方の敵を喰う」という意味でタコは必ず入れたと伝えられ、瀬戸内海の魚介類と海草をたっぷり入れ、昆布などを使った出汁で煮込む。

最後は、鍋に麦飯を入れて雑炊で締めくくることが水軍流といわれている。



水軍鍋

(4) 尾道市の関連文化財群と歴史文化保存活用区域

平成20年度から22年度において取り組んだ「文化財総合的把握モデル事業」では、尾道市歴史文化基本構想及び尾道市文化財保存活用計画を策定し、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」を設定している。

この2つの観点は、本市の文化財の特性と合わせて、その保存・活用における新たな切り口を含むものである。また、「相互に関連性のある一定のまとまり（関連文化財群）」や「関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺環境（歴史文化保存活用区域）」といった考え方は、歴史的風致につながるものである。

このため、本市の歴史的風致の全体的な背景として、尾道市歴史文化基本構想で明らかにした「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」の概要を示す。

① 関連文化財群

尾道市歴史文化基本構想では、本市の文化財の特性を踏まえ、6つの大テーマによる関連文化財群を設定した（下図参照）。

また、こうした個々の関連文化財群及びその集合体（全体）において、時間軸（必然的に空間も含む）が重層しており、“時”をキーワードとした全体テーマを設定した。

また、6つの大テーマを補完するものとして小テーマを設け、「関連文化財群」と「小関連文化財群」に区分した。

さらに、関連文化財群の構成と相互の関連性を整理したものが、次頁の図である。

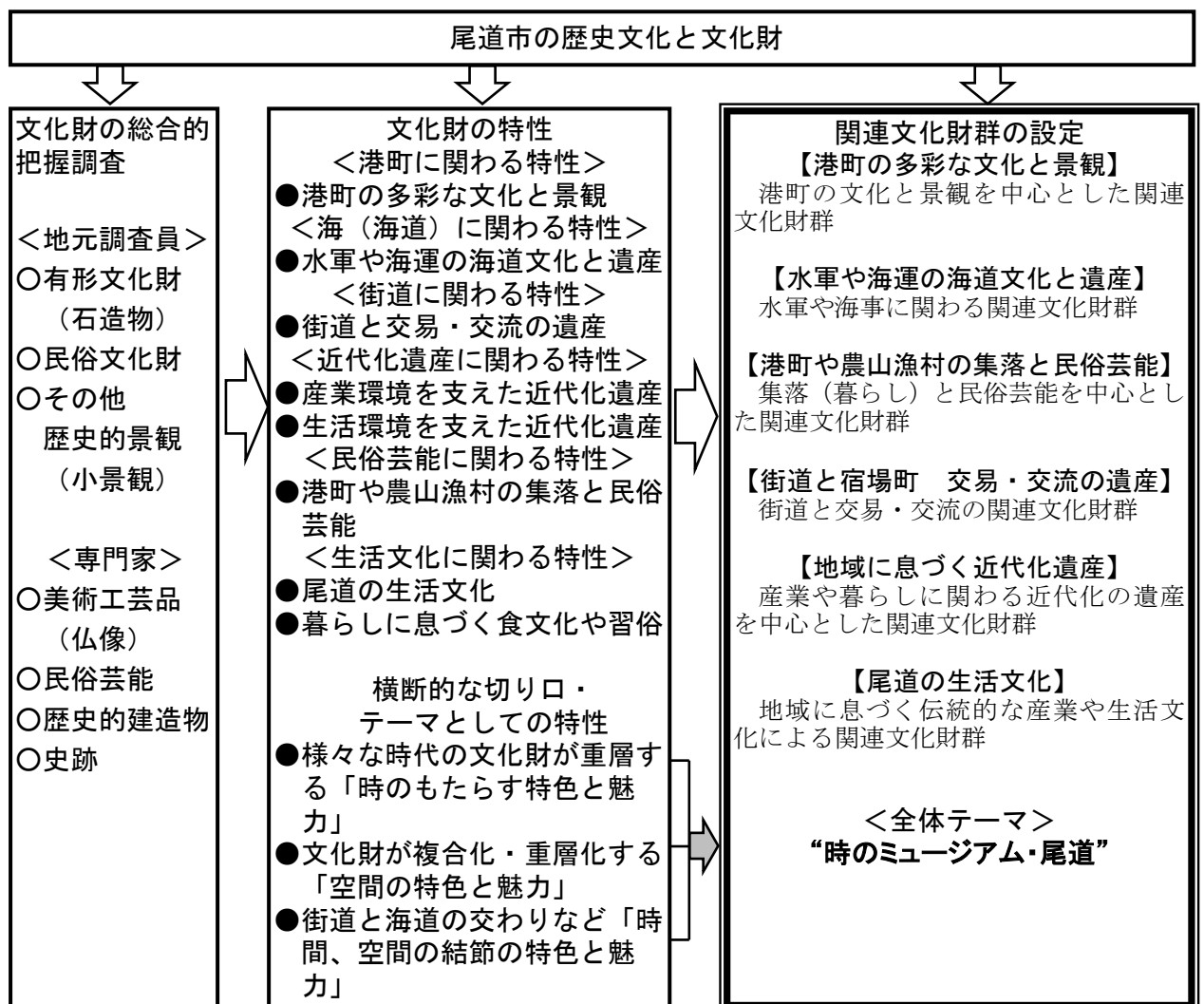
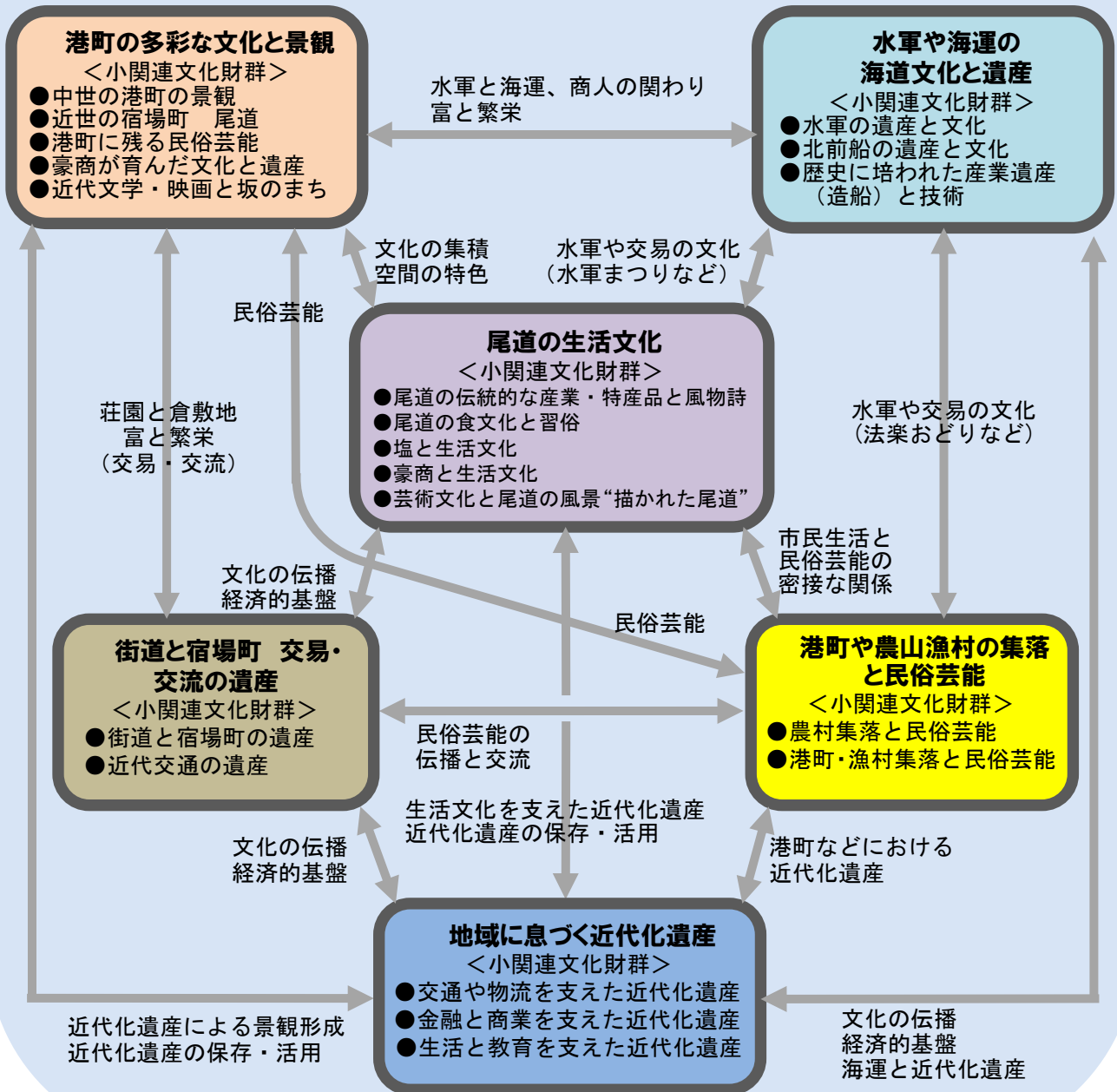


図 1-16 関連文化財群の設定の流れ

＜全体テーマ＞
時間と空間が織りなす文化の重層・結節
“時のミュージアム・尾道”

○様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力
 ○文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力
 ○街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力



※ ←→ つながりの強い関係

図 1-17 関連文化財群の構成とテーマの関連性

表 1-4 参考：関連文化財群の全体構成（１／２）

関連文化財群	小関連文化財群	主な文化財 文化財を含む区域など	全体テーマ 【時のミュージアム・尾道】 時間と空間が 織りなす文化 の重層・結節
【港町の多彩な文化と景観】 港町の文化と景観を中心とした関連文化財群	●中世の港町の景観 ●近世の宿場町 尾道 ●港町に残る民俗芸能 ●豪商が育んだ文化と遺産（豪商と生活文化） ●近代文学・映画と坂のまち	<主な文化財の区分> ・寺院や神社の建造物 ・近世・近代の商家や民家の建造物 ・常夜灯や五輪塔等の石造物 ・古文書 ・商人や町人の寄進による仏像等の美術工芸品 ・民俗芸能 ・庭園や茶園などの史跡・名勝 ・樹木などの天然記念物 ・街並みの小路、石垣 ・生活文化 <文化財を含む区域> ・尾道水道に面した港町・商都、瀬戸田港周辺 ・その他尾道地域（旧尾道）の港町：吉和漁港、海老漁港、福田港 ・向島地域の港町：歌漁港、干汐漁港、立花漁港 ・因島地域の港町：大浜港、鏡浦漁港、棕浦港、三庄港、土生港、箱崎港、金山港、西浦漁港、重井港（東・西）、細島港 ・瀬戸田地域の港町：瀬戸田港、名荷港、宮原港、御寺港、荻港、垂水港、福田港、赤崎港、洲江港	○様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力 ○文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力 ○街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力
【水軍や海運の海道文化と遺産】 水軍や海事に関わる関連文化財群	●水軍の遺産と文化 ●北前船の遺産と文化 ●歴史に培われた産業遺産（造船）と技術	<主な文化財> ・青木城跡、長崎城跡 ・村上家太刀、水軍の武器・道具類 ・村上家文書 ・棕浦法楽おどり <その他、主な文化財の区分> ・村上氏関係の城跡、武具、古文書、古地図 ・北前船などの寄港地（港湾施設）と関連する有形文化財 ・水軍や海運（北前船など）に関わる民俗文化財 ・水軍や海運の歴史文化につながる産業遺産	(～古代) ●中世尾道の遺産と文化 ●近世尾道の遺産と文化 ●近代化の遺産と文化（現代）
【港町や農山漁村の集落と民俗芸能】 集落（暮らし）と民俗芸能を中心とした関連文化財群	●農村集落と民俗芸能 ●港町・漁村集落と民俗芸能	<主な文化財> ・吉原家住宅 ・農漁村の民家 ・みあがりおどり、神楽、とんど ・太鼓、鉦、装束、面 <その他、主な文化財の区分> ・民俗芸能 ・民俗芸能に関わる民具 ・民俗芸能の舞台（神社、集落など） ・農耕や漁撈 ぎょらう に関わる民具や技術、習俗	

表 1-4 参考：関連文化財群の全体構成（2／2）

関連文化財群	小関連文化財群	主な文化財 文化財を含む区域など	全体テーマ 【時のミュージアム・尾道】
【街道と宿場町 交易・交流の遺産】 街道と交易・交流の 関連文化財群	●街道の遺産と面影 ●宿場町の遺産と面影	<主な文化財> ・西国街道、出雲街道 ・街道石標、常夜灯、石仏 ・本陣跡、一里塚 ・辻堂、寺社の建造物 ・絵図 <その他、主な文化財の区分> ・西国街道の遺構・ルート、関連する道標、神社仏閣 ・出雲街道の遺構、ルート、関連する道標、神社仏閣、街並み	※前頁と同様 
【地域に息づく近代化遺産】 産業や暮らしに関 わる近代化の遺産 を中心とした関連 文化財群	●交通や物流を支えた近代化遺産 ●金融と商業を支えた近代化遺産 ●生活と教育を支えた近代化遺産	<主な文化財> ・和洋折衷住宅 ・大浜崎灯台と関連工作物 ・旧住友銀行尾道支店 ・久保小学校などの学校建築 ・造船所クレーン <その他、主な文化財の区分> ・鉄道遺構、建造物（現役）：山陽鉄道、尾道鉄道の建造物 ・擬洋風建築物：銀行、商店等 ・造船・港湾関連近代化遺産 ・久山田貯水池及び長江浄水場 ・山波変電所	
【尾道の生活文化】 地域に息づく伝統 的な産業や生活文 化による関連文化 財群	●尾道の伝統的な産業・特産品と風物詩 ●尾道の食文化と習俗 ●塩と生活文化 ●豪商と生活文化（豪商が育んだ文化と遺産） ●芸術文化と尾道の風景“描かれた尾道”（映画、絵画、文学）	<主な文化財の区分> ・伝統的な産業及び産業施設や特産品 ・地域の風物詩 ・地域の食文化、茶の文化 ・囲碁の文化 ・年中行事	

② 歴史文化保存活用区域

本市の文化財をその周辺環境を含め一体的に保存・活用するため、文化財の集積する区域を中心に、以下のように歴史文化保存活用区域を設定した。

＜歴史文化保存活用区域の設定の基本的な考え方（基準）＞

- 全体テーマに基づいていること
- 関連文化財群の価値が広がる範囲で、文化財が相対的に集積している区域及びその周辺
- 上記区域において、文化財の保存・活用のテーマ等が見いだせる場合
- 市街地・集落地を含んでいる区域または近接している区域（住民等による日常的な保存管理等に対応）

表 1-5 歴史文化保存活用区域の基本的な考え方と主な文化財

区域の名称 ＜関係する関連文化財群＞	意義・役割 (文化財の保存・活用の方向)	主な文化財
尾道・古寺と港町の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化	中世からの港町の繁栄と営みを色濃く残し、国宝をはじめ数多くの文化財が存在する市街地の特色を踏まえ、有形無形の文化財をその周辺、さらには市街地の広がりの中で一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法（重点区域）による歴史的風致の維持・向上の候補地。	・浄土寺（本堂、多宝塔）、西國寺（金堂、三重塔）、天寧寺（塔婆）、西郷寺（山門、本堂）、常称寺（本堂、観音堂等）をはじめとした中世寺院群 ・神社 ・和洋折衷住宅 ・雁木 ・路地、坂、石垣 ・食文化 ・文化的景観 ・年中行事
瀬戸田・海と島の暮らしの歴史文化保存活用区域		
寺と町家と港町の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化	港町の繁栄を今に伝え、神社仏閣や歴史的な街並み、趣のある路地空間などが息づく港町の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。 歴史まちづくり法（重点区域）による歴史的風致の維持・向上の候補地。	・向上寺三重塔 ・耕三寺 ・住吉神社 ・生口神社 ・その他神社仏閣 ・地蔵院 ・茶屋一夢亭 ・俵崎城跡 ・北町の街並みと路地 ・中野の街並み・石灯籠
塩田の記憶と港町の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群（上記同様）＞	塩田をはじめ海との関わり形づくられ、発展してきた集落・港町の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・光明坊十三重塔 ・光明坊五輪塔 ・御寺のイブキビヤクシン ・石灯籠 ・塩田跡（樋門）
向島・海と暮らしの歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・尾道の生活文化	尾道との共通点と固有性・特色を意識できる地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・吉原家住宅 ・三十六苗荒神 ・天満屋浄友の墓 ・五島神社 ・須佐之男神社 ・神宮寺 ・西金寺 ・住吉祭の曳舟
浦崎百島・半島と島の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・尾道の生活文化	尾道の港町からは離れた位置にある半島と島の地域空間と景観を、一体の区域として継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・満照院 ・沖の観音 ・浦崎神楽 ・お弓神事
因島・水軍と海事の歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・港町の多彩な文化と景観 ・水軍や海運の海道文化と遺産 ・地域に息づく近代化遺産 ・尾道の生活文化	全国的にも希有な水軍関係の文化財が数多く存在し、水軍や海に関わる産業や生活文化が色濃く残る地域の特色を継承しながら、有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・長崎城跡 ・青陰城跡 ・青木城跡 ・因島村上家歴代の墓 ・八幡神社 ・幸崎神社 ・王子塚
御調・街道と山間の暮らしの歴史文化保存活用区域 ＜関連文化財群＞ ・街道と宿場町 交易・交流の遺産 ・尾道の生活文化	古代山陽道と出雲街道が通り、両者が交差する交通の要衝としての名残を継承しながら、山間の田園地域における有形無形の文化財とその周辺環境を含め、一体的に保存・活用していく。	・神社（神田神社、熊野神社、天満宮、高御調八幡宮） ・寺院 ・出雲街道と街並みの名残 ・旧河内村役場

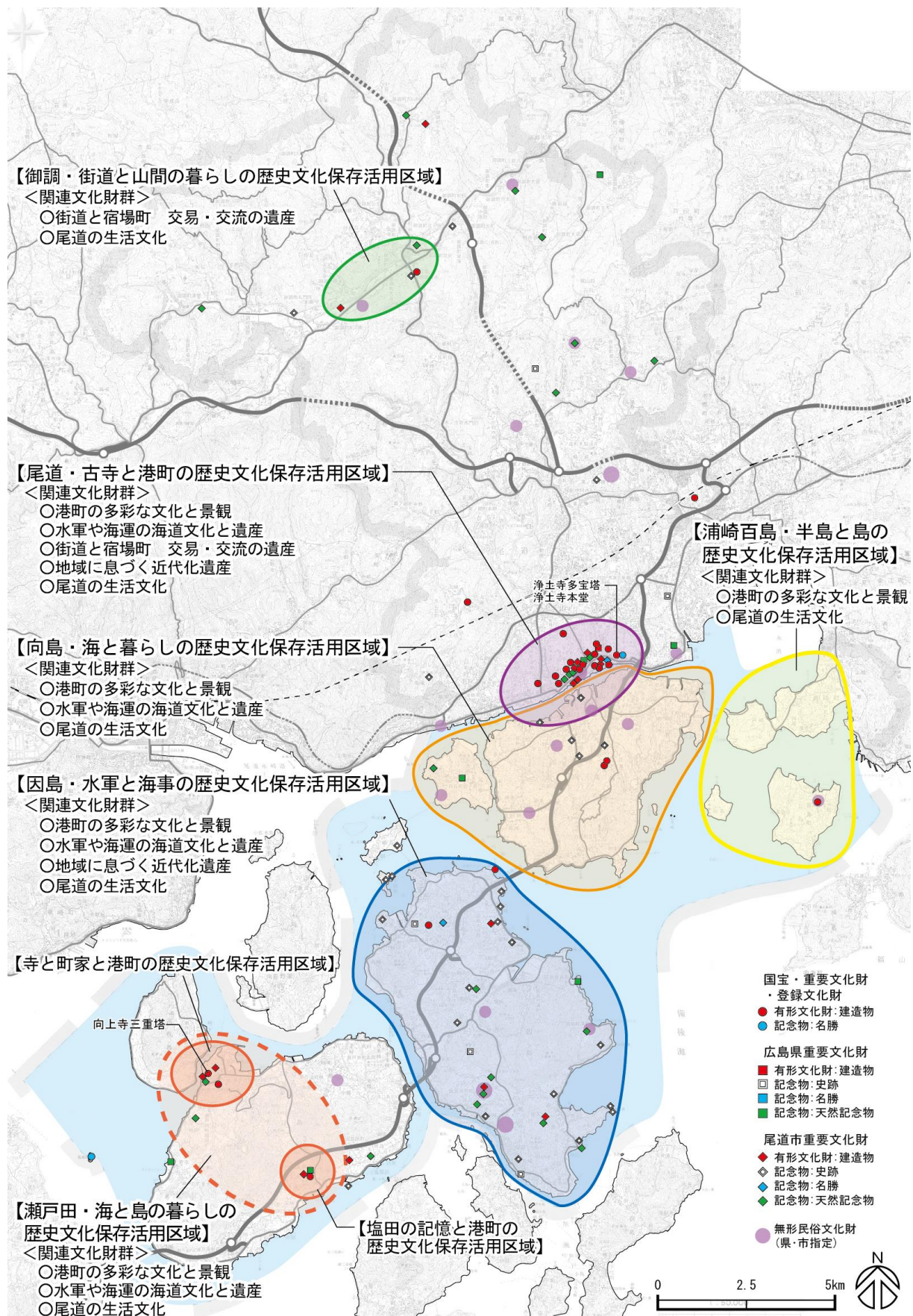


図 1-18 歴史文化保存活用区域と関連文化財群との関わり

(5) 日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」は地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」として文化庁が認定するものである。

ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としており、尾道市では3つの日本遺産が認定されている。

令和3年度には、日本遺産「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」の認定継続と構成文化財の2件追加（旧三井住友銀行尾道支店、尾道遺跡及び出土遺物）も決定し、引き続き「日本遺産のまち尾道市」として歴史まちづくりを進めていくこととなった。

① 「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」

認定時期：平成27年(2015)4月24日

<ストーリーの概要>

尾道三山と対岸の島に囲まれた尾道は、町の中心を通る「海の川」とも言うべき尾道水道の恵みによって、中世の開港以来、瀬戸内随一の良港として繁栄し、人・もの・財が集積した。

その結果、尾道三山と尾道水道の間の限られた生活空間に多くの寺社や庭園、住宅が造られ、それらを結ぶ入り組んだ路地・坂道とともに中世から近代の趣を今に残す箱庭的都市が生み出された。

迷路に迷い込んだかのような路地や、坂道を抜けた先に突如として広がる風景は、限られた空間ながら実に様々な顔を見せ、今も昔も多くの人を惹きつけてやまない。

② 「“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島一よみがえる村上海賊

“Murakami KAIZOKU”の記憶ー」

認定時期：平成28年(2016)4月26日

<ストーリーの概要>

戦国時代、宣教師ルイス・フロイスをして“日本最大の海賊”と言わしめた「村上海賊」“Murakami KAIZOKU”。理不尽に船を襲い、金品を略奪する「海賊」(パイレーツ)とは対照的に、村上海賊は掟に従って航海の安全を保障し、瀬戸内海の交易・流通の秩序を支える海上活動を生業とした。その本拠地「芸予諸島」^{げいよしよとう}には、活動拠点として築いた「海城」^{うみじろ}群など、海賊たちの記憶が色濃く残っている。尾道・今治をつなぐ芸予諸島をゆけば、急流が渦巻くこの地の利を活かし、中世の瀬戸内海航路を支配した村上海賊の生きた姿を現代において体感できる。

③ 「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」

認定時期：平成30年(2018)5月24日（追加認定）

<ストーリーの概要>

日本海や瀬戸内海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられる。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っている。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われている。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやまない。

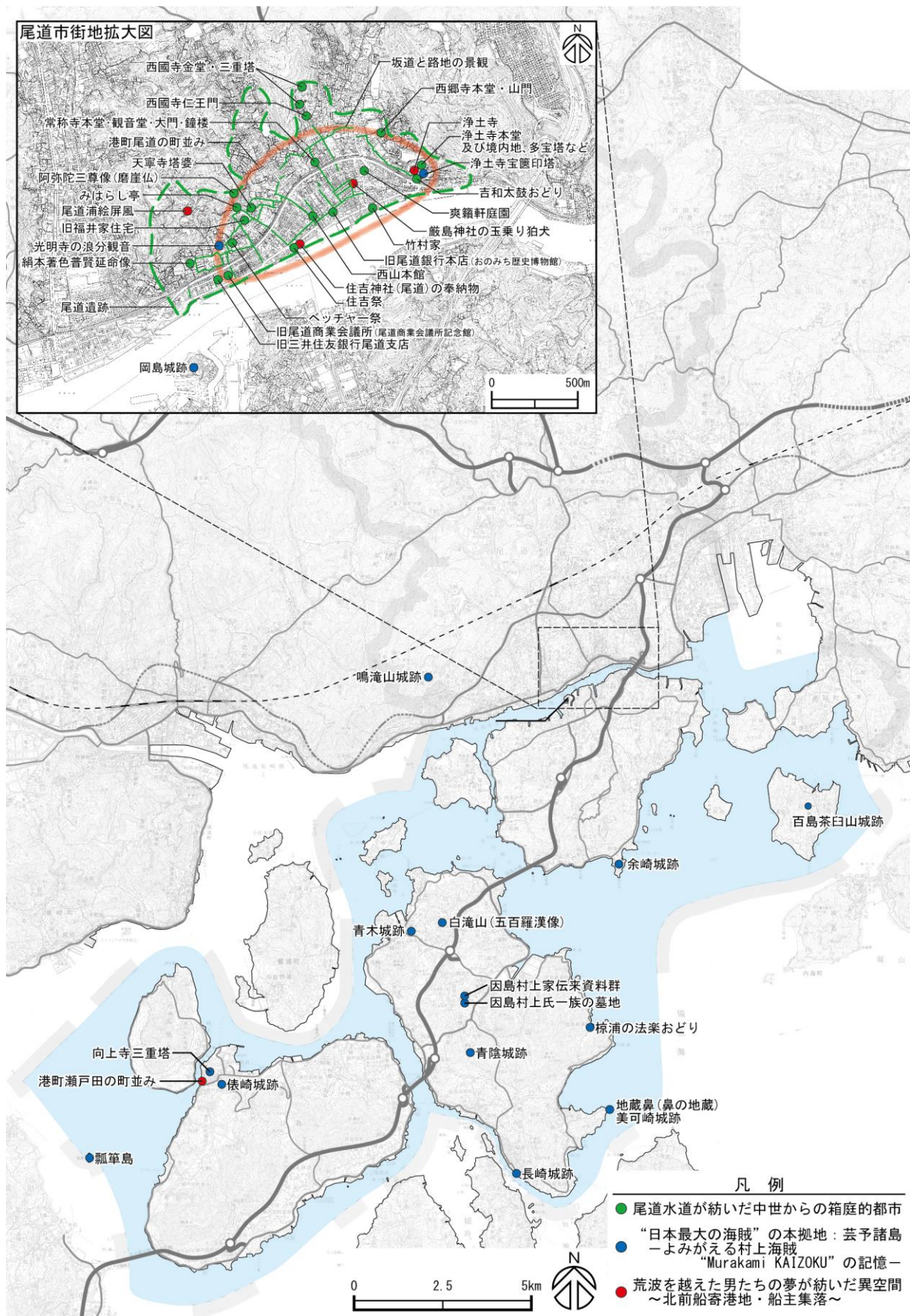


図 1-19 日本遺産の構成文化財

■ 尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市



常称寺本堂



天寧寺塔婆

■ “日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島ーよみがえる村上海賊

“Murakami KAIZOKU”の記憶ー



白滝山（五百羅漢像）



棕浦の法楽おどり

■ 荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間

～北前船寄港地・船主集落～



港町瀬戸田の町並み



港町尾道の町並み